

# 阪南市総合計画（案）

## 第2部 基本計画

【平成23年7月29日資料】



## 【 目 次 】

### 《第2部》

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1章 おもいやりとふれあいがあふれる活気のあるまち ..... | 1  |
| 第1節 協働社会の形成.....                 | 2  |
| 第2節 市民協働ネットワーク化の促進.....          | 4  |
| 第3節 広報活動の充実.....                 | 6  |
| 第2章 健やかに、いきいきと自立して暮らせるまち.....    | 7  |
| 第1節 地域福祉経営の推進.....               | 8  |
| 第2節 健康づくりの推進.....                | 10 |
| 第3節 医療体制の充実.....                 | 12 |
| 第4節 国民健康保険制度の適正な運営.....          | 14 |
| 第5節 子育て支援の充実.....                | 16 |
| 第6節 介護保険の健全運営・高齢者支援の充実.....      | 18 |
| 第7節 障がい者福祉の充実.....               | 20 |
| 第8節 生活支援の充実.....                 | 22 |
| 第3章 いつまでも安全に、安心して暮らせるまち.....     | 23 |
| 第1節 地域防災の推進.....                 | 24 |
| 第2節 消防・救急体制の充実.....              | 26 |
| 第3節 交通安全・防犯対策の充実.....            | 28 |
| 第4節 安全安心な水道水の供給.....             | 30 |
| 第5節 下水道事業の健全経営.....              | 32 |
| 第6節 資源循環型社会の形成.....              | 34 |
| 第7節 環境負荷の低減.....                 | 36 |
| 第8節 環境衛生の向上.....                 | 38 |
| 第4章 生涯にわたり学び、地域に還元できるまち.....     | 41 |
| 第1節 幼稚園教育の充実.....                | 42 |
| 第2節 学校教育の充実.....                 | 44 |
| 第3節 生涯学習の推進.....                 | 46 |
| 第4節 歴史・文化の保存と継承.....             | 48 |
| 第5節 国際交流の推進.....                 | 50 |
| 第6節 生涯スポーツの振興.....               | 52 |
| 第7節 人権が尊重される社会の形成.....           | 54 |
| 第8節 男女共同参画社会の形成.....             | 56 |
| 第5章 地域資源を活かした、にぎわいのあるまち.....     | 59 |
| 第1節 観光の振興.....                   | 60 |
| 第2節 商工業の振興.....                  | 62 |
| 第3節 農業の振興.....                   | 64 |
| 第4節 漁業の振興.....                   | 66 |
| 第5節 雇用・就労支援の充実.....              | 68 |
| 第6章 美しい自然と調和し快適に暮らせるまち.....      | 71 |
| 第1節 自然と共生するまちづくり.....            | 72 |
| 第2節 安全な水辺空間の形成.....              | 74 |
| 第3節 魅力的な街並みづくり.....              | 76 |
| 第4節 快適な住環境づくり.....               | 78 |
| 第5節 安全で快適な交通環境づくり.....           | 80 |
| 第6節 公共交通の利便性向上.....              | 82 |
| 第7節 都市基盤の維持管理.....               | 84 |
| 第7章 持続可能な発展を支える行政経営のまち.....      | 87 |
| 第1節 戦略的な行政経営の推進.....             | 88 |
| 第2節 人材育成の強化.....                 | 90 |
| 第3節 健全な財政運営.....                 | 92 |

## 【基本計画の見方】

基本計画では、基本構想に掲げた7つの基本目標(分野)を実現するため、42の施策を定めています。また、それぞれの施策にはめざす姿や、施策の展開方向などを示しています。

### ※施策とは

基本目標を実現するための方策であり、この「施策」を推進するための手段として、具体的な事業(事務事業)などを実施していきます。

7つの基本目標(分野)を示しています。

## 第1章 おもいやりとふれあいがあふれる活気のあるまち

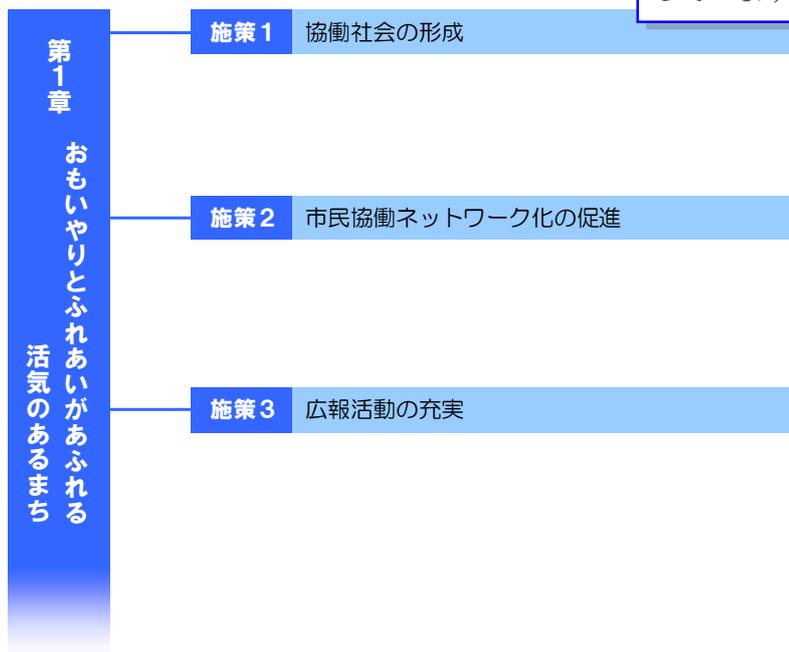
(協働社会分野)

### ■分野のめざす姿

- 地域の様々な課題や社会的課題に対し、市民、NPOおよび地縁団体が関心を持ち、一人ひとりが公共の担い手として活動することにより、住みよい地域社会を形成しています。
- 市民、NPOおよび地縁団体などの多様な主体がさまざまな情報や課題を共有し、積極的に連携して多様な活動やまちづくりに参画協働することによって、人々の支え合いと活気のある社会をつくっています。

基本目標(分野)ごとにめざす、将来の市民の暮らしやまちの姿を示しています。

### ■施策体系



「分野のめざす姿」を実現するために必要な施策の体系を示しています。

## 第1節 協働社会の形成

### ■現状と課題

○地方分権改革が進展するなか、従来の自治体主体のまちづくりや地域社会の形成に加え、NPOおよび地縁団体などのさまざまな主体が相互に信頼を高め、それぞれの役割を果たしながら、協働のまちづくりを推進するとともに、新しい公共<sup>(\*)</sup>の担い手の育成や市民への情報発信が求められています。

施策を取り巻く本市の状況と課題を示しています。

### ■施策のめざす姿

○市民、NPOおよび地縁団体などが多様な活動に積極的に参加し、協働のまちづくりを推進するとともに、新しい公共<sup>(\*)</sup>の担い手の育成や市民への情報発信が求められています。

施策がめざす市民の暮らしやまちの姿を示しています。

### ■成果指標

| 指標名                                     | 単位 | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) |            |
|---|----|------|----------------|------------|
| 「市のまちづくりや公共サービスを市民が協働して取り組んでいる」と思う市民の割合 | %  | 62.8 | ↑              | 住民意識調査(37) |
| ⋮                                       | ⋮  | ⋮    | ⋮              | ⋮          |
| ⋮                                       | ⋮  | ⋮    | ⋮              | ⋮          |

「施策のめざす姿」の達成状況を示す指標です。現在の状況と、5年後の目標値を示しています。

### ■市役所の役割

○市民参画意識の向上を図り、市民、NPOおよび地縁団体などの市政への参画を進めるため、積極的にそれぞれの活動に関する情報発信を支援します。

「施策のめざす姿」の実現に向け、市役所が果たしていく役割を示しています。

### ■市民などの役割

○市民がまちづくりの主役としての自覚と市政への関心を持ち、自己実現(社会参加)や生きがいの場として、ボランティア、NPOおよび地縁団体などの活動

「施策のめざす姿」の実現に向け、市民、事業者などそれぞれの活動主体の役割を示しています。

#### ※成果指標内の住民意識調査とは

総合計画策定にあたり、広く市民の意見、提案などを聞き取り計画に反映するため、16歳以上の市民3,000人を無作為抽出し、平成22年4~5月に実施した郵送による無記名調査です。その中で、施策ごとの現状について、施策の内容が達成されているかとの質問に対し、「そう思う」や「どちらかと言えばそう思う」、「ふつう」と回答した構成比の合計値を「施策のめざす姿」の達成状況を示す指標とし、5年後の住民意識調査の結果と比較することを予定しています。



# 第1章 おもいやりとふれあいがあふれる活気のあるまち

(協働社会分野)

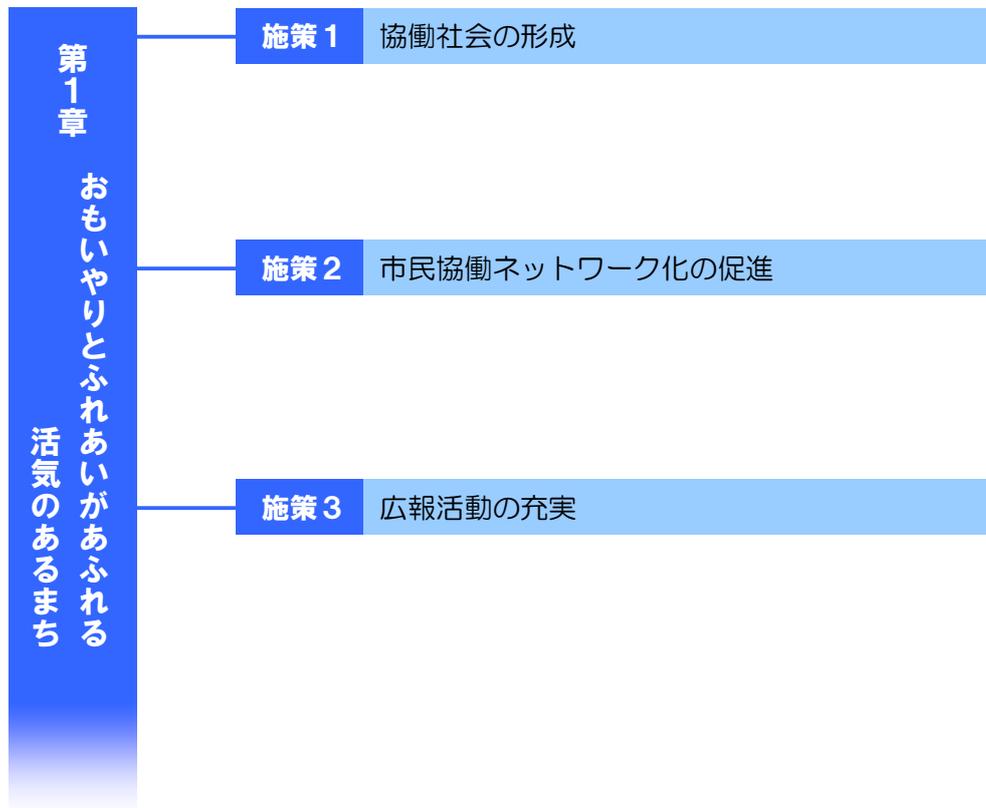
## ■分野のめざす姿

---

- 地域のさまざまな課題や社会的課題に対し、市民、NPOおよび地縁団体などの多様な主体が関心を持ち、一人ひとりが公共の担い手として活動することにより、住みよい地域社会を形成しています。
- 市民、NPOおよび地縁団体などの多様な主体がさまざまな情報や課題を共有し、積極的に連携して多様な活動やまちづくりに参画協働することによって、人々の支え合いと活気のある社会をつくっています。

## ■施策体系

---



## 第1節 協働社会の形成

### ■現状と課題

- 地方分権改革が進展するなか、従来の自治体主体のまちづくりから、市民、NPOおよび地縁団体などのさまざまな主体による協働のまちづくりが必要とされています。今後、本市でも、協働のまちづくりを推進していくために、新しい公共<sup>(\*)</sup>の担い手の育成や市民への情報発信が求められています。
- NPOなどの活動が活発化し、市政に参画する市民も増えつつありますが、一方、自治会へ加入する市民が減少するなど、地域でのつながりの希薄化が懸念されています。

### ■施策のめざす姿

- 市民、NPOおよび地縁団体などが多様な活動に積極的に参加するとともに、新たな公共の担い手として、お互いをおもいやり、人と人がふれあう住みよい地域社会を形成しています。

### ■成果指標

| 指標名                                      | 単位   | 現状値   | 目標値<br>(平成28年) | 説明         |
|--|------|-------|----------------|------------|
| 「市のまちづくりや公共サービスを市民が協働して取り組んでいる」と思う市民の割合  | %    | 62.8  | ↗              | 住民意識調査(37) |
| 「市民参画の機会が充実し、市政に対して意見を述べることができる」と思う市民の割合 | %    | 49.7  | ↗              | 住民意識調査(39) |
| NPO法人認証数                                 | 団体   | 10    | 15             |            |
| 市民公益活動団体 <sup>(*)</sup> 登録数              | 団体   | 52    | 60             |            |
| パブリックコメント <sup>(*)</sup> 数               | 件/事業 | 4.7   | 10             | コメント件数÷事業数 |
| 自治会加入率                                   | %    | 68.35 | 75.00          | 加入世帯数÷全世帯数 |

## ■市役所の役割

○市民参画意識の向上を図り、市民、NPO  
○および地縁団体などの市政への参画を進めるため、積極的にそれぞれの活動に関する情報発信を支援します。

○社会状況や多様な市民ニーズの変化にきめ細かく対応するため、職員出前講座などを有効に活用します。

○パブリックコメントなどの市民からの意見や提言を市政運営やまちづくりに反映し、その情報を共有します。

## ■市民などの役割

○まちづくりの主役としての自覚と市政への関心を持ち、社会参加や生きがいの場として、ボランティア、NPOおよび地縁団体などの活動に積極的に参加します。

○市政に関心を持ち、市役所や地域の取り組みに積極的に参加し、地域のさまざまな課題の解決に取り組みます。

○パブリックコメントやアンケート回答など、市政運営やまちづくりに寄与するような、より多くの建設的な意見、提言などをします。

(\*1)新しい公共：これまで、行政が担ってきた業務や行政だけでは実施が困難であった業務を、「行政」だけでなく、市民の参加と選択のもとで、NPO法人や社会福祉法人、学校法人、企業などが積極的に公共的なサービスなどの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術、文化、環境、雇用、国際協力などの身近な分野において共助の精神で行うしくみ、体制、活動など。

(\*2)市民公益活動団体：自主性・自発性に基づき、営利を目的としない市民活動団体であって、「まちづくり」など17分野に分類される活動をする団体。ボランティア団体やNPO法人など。

(\*3)パブリックコメント：市が市民生活に広く影響を及ぼす重要な施策など(条例案・規則・計画など)を立案するときに、案の段階で公表し、多くの方から意見などを求め、その意見などを考慮して、施策などの案について意思決定を行うとともに、提出された意見などの概要及び意見などに対する市の考え方を公表する一連の手続き。

## 第2節 市民協働ネットワーク化の促進

### ■現状と課題

- 少子高齢化や人口減少とともに、都市化や核家族化が進み、地域社会におけるコミュニティのあり方も変化してきています。市民、NPOおよび地縁団体などが互いに地域のさまざまな課題の共有や連携・協力することにより、新たなコミュニティの形成が期待されています。
- 市民同士の交流促進や協働のまちづくりを推進する場としての拠点整備などが求められています。

### ■施策のめざす姿

- 市民、NPOおよび地縁団体などが多様性を保ちつつ、地域のさまざまな課題の共有や連携・協力し、ネットワーク化しながら協力し合って活動しています。
- 市民などが人材や地域資源を活用し、それぞれの活動を活性化することで、その成果を地域に還元するとともに、新たな人材の発掘やリーダーを積極的に育成しています。

### ■成果指標

| 指標名                              | 単位 | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明                   |
|----------------------------------|----|------|----------------|----------------------|
| 「ボランティアやNPO等が活発に活動している」と思う市民の割合  | %  | 62.2 | ↗              | 住民意識調査(36)           |
| 「市民はお互いに理解し、助け合って生活している」と思う市民の割合 | %  | 63.4 | ↗              | 住民意識調査(38)           |
| 市民公益活動拠点((仮称)市民公益活動センター)共同使用団体数  | 団体 | —    | 20             | H23.10～試行、H24.4～開設予定 |
| 市民公益活動推進研修参加者                    | 人数 | 25   | 50             |                      |

## ■市役所の役割

---

○新しい公共の担い手として期待されている市民、NPOおよび地縁団体などの多様な主体と役割を分担しながら、地域のさまざまな課題の解決に取り組み、協働によるまちづくりのしくみを構築します。

- 市民などの多様な主体が継続して活動できるよう、人材の育成を支援します。
- 市民などが互いに連携・協力できるような交流できる場を整備し、ネットワーク化を促進します。

---

○協働によるまちづくりを推進するため、庁内における推進体制を確立するとともに、市職員の意識を啓発します。

## ■市民などの役割

---

○市民、NPOおよび地縁団体などが、それぞれの役割を担いながら、理解・協力し合って地域のさまざまな課題の解決に取り組みます。

○市民などが人材や地域資源を活用し、それぞれの活動を活性化することで、その成果を地域に還元するとともに、新たな人材の発掘やリーダーの育成などに積極的に取り組みます。

### 第3節 広報活動の充実

#### ■現状と課題

- 多様な主体と協働によるまちづくりを推進するためには、市民に分かりやすい情報提供を行い、十分に情報共有することが求められています。
- 広報誌や市ウェブサイトによる情報提供を行っておりますが、今後においても、提供する内容の充実や時代のニーズに柔軟に対応した情報発信などが求められています。

#### ■施策のめざす姿

- 市民が市政に関心を持ち、相互の情報を必要に応じて共有しています。

#### ■成果指標

| 指標名                               | 単位 | 現状値     | 目標値<br>(平成28年) | 説明                          |
|-----------------------------------|----|---------|----------------|-----------------------------|
| 「市民と行政は多様な手段により情報を共有している」と思う市民の割合 | %  | 52.6    | ↗              | 住民意識調査(40)                  |
| 読者アンケートで「必要な情報がある」の割合             | %  | —       | 80             | H23 年度実施予定<br>(広報掲載し、協力者募集) |
| ホームページアクセス件数                      | 件  | 197,705 | 220,000        |                             |

#### ■市役所の役割

- 広報誌を、読者の視点に立って内容を検証し、分かりやすく情報を掲載します。
- 情報を整理し、情報発信をより効果的にを行います。
- ウェブサイトにおいて、更新の頻度を高め、必要な情報をより多く発信します。
- 市民ニーズについて情報収集するため、市民を対象に読者アンケートやウェブサイト訪問者アンケートを実施します。

#### ■市民などの役割

- 市政への関心を高め、自ら能動的に情報を得るよう努めます。

## 第2章 健やかに、いきいきと自立して暮らせるまち

(健康・福祉分野)

### ■分野のめざす姿

---

- 子どもから高齢者までのすべての市民が、地域の支え合いのなかで、住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らしています。
- 市民が、病気やけがを未然に防ぐため、ライフステージに応じた健康づくりに取り組んでいるとともに、医療や介護などを安心して受けられる社会保障制度などが整い、自立した生活を営んでいます。
- 親が子育てと仕事の両立ができるなど、子どもが健やかに育つ環境が整い、阪南市で育った市民や市外の人が阪南市で子どもを産み育てたいと考えています。

### ■施策体系

---



## 第1節 地域福祉経営の推進

### ■現状と課題

- 少子高齢化・人口減少を背景に、ひとり暮らし高齢者世帯の増加や核家族化、地域コミュニティの希薄化が進み、家庭や地域の支え合う機能が弱まっています。市民と市役所とが協力し合ってまちづくりを進めていくには、団塊の世代をはじめ、「ヒト・モノ・カネ・情報」などの資源を活用した、多くの市民の参画協働による「地域福祉経営」の推進が求められています。
- 高齢者や障がい者、子育て世帯など、乳幼児期から高齢期に至るまで、すべての市民が地域で安心して暮らせるよう、総合的な医療・保健・福祉施策の推進が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 子どもから高齢者までのすべての市民が、福祉の充実した地域で安心して暮らしています。
- 市民と市役所が協働・連携し、市民が主体となって人権と福祉のまちづくりを進められる地域福祉のネットワークを構築しています。

### ■成果指標

| 指標名  | 単位 | 現状値   | 目標値<br>(平成28年) | 説明  |
|--|----|-------|----------------|---|
| 「地域の福祉施設等が充実し、誰もが安心して暮らしている」と思う市民の割合           | %  | 47.7  | ↗              | 住民意識調査(3)   |
| 小地域ネットワーク活動 <sup>(*1)</sup><br>ボランティア数         | 人  | 598   | 650            | 小学校区内で活動しているボランティア数                                       |
| くらしの安心ダイヤル事業(災害時要援護者登録制度) <sup>(*2)</sup> 登録者数 | 人  | 1,200 | 1,800          |   |
| コミュニティソーシャルワーカー <sup>(*3)</sup> による相談件数        | 件  | 1,527 | 1,800          | いきいきネット相談支援センター <sup>(*4)</sup> (コミュニティソーシャルワーカー)で受けた相談件数 |

## ■市役所の役割

○関係機関と協働し、講座を開催するなど、知識や経験のある人が新たなまちづくりの担い手として地域福祉を支える活動に参画しやすいしくみをつくりま

す。  
○社会福祉協議会をはじめとする福祉関係事業者やNPOなどの各種団体と連携し、情報の共有化・ネットワーク化を促進し、日常や災害時に支援の必要な市民の生活を支える医療・保健・福祉施策を充実させるとともに、身近な地域におけるセーフティネットを構築します。

○いきいきネット相談支援センターや社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの関係機関と連携し、地域での暮らしの総合相談事業をさらに充実します。

## ■市民などの役割

○経験や知識を活かし、まちづくりの主人公として地域福祉を支える活動に参加します。

○身近な地域での声かけや見守りなど、「向こう三軒両隣」の考え方に見られる地域のつながりや助け合いといった福祉意識を向上します。

○福祉関係事業者や各種団体は、今後も利用者への新たなサービスの提供、支援をはじめ、関係団体との連携・協働や地域活動への参画を推進するとともに、地域での福祉課題を解決するため、専門職としての知見を活用し、市民と市役所の橋渡し役となります。

○暮らしの悩みや不安をひとりで抱え込まず、コミュニティソーシャルワーカーや社会福祉協議会、民生委員などへ早期に相談します。

(\*1)小地域ネットワーク活動：小学校区の中で、高齢者、障がい者および子育て中の親子などが地域で安心して生活できるよう、校区福祉委員会<sup>(\*5)</sup>などが中心となって、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いのネットワークづくりを進めていく活動。

(\*2)くらしの安心ダイヤル事業(災害時要援護者登録制度)：高齢者や障がい者などを対象に、民生委員、校区福祉委員会、いきいきネット相談支援センターや各種団体などの関係機関が連携し、日常の見守り・声かけ活動を大切にしながら、地震などの災害時に安否確認を行う事業。

(\*3)コミュニティソーシャルワーカー：地域において様々な問題を抱え、支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など、本人を取り巻く環境を重視した相談援助を行う福祉の専門知識を有する総合相談支援員。

(\*4)いきいきネット相談支援センター：市民が住み慣れた地域で「いきいき」と生活できるように、概ね中学校区へ「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、子どもから高齢者までの暮らしに関わる地域の総合福祉相談機関。

(\*5)校区福祉委員会：小学校区を単位とし、自治会などの各種団体や個人など校区内に住む住民で構成されており、住民が主体となって幅広い福祉活動を行う組織。

## 第2節 健康づくりの推進

### ■現状と課題

- 本市のがん検診受診率は、全国平均、大阪府平均と比べて低く、検(健)診機会の増加など、市民が各種検(健)診を受診しやすい環境を整えることにより、受診率の向上や疾病の早期発見・早期治療を促進することが求められています。
- 生活習慣病などの増加により、生活習慣の改善や健康の保持、増進に対する関心が高まっており、市民が健康づくりに参加しやすい魅力ある健康教育の実施や、市民のニーズに応じた情報の提供が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 市民自らが主体的にライフステージに応じた健康づくりに取り組み、健やかで心豊かに暮らしています。

### ■成果指標

| 指標名  | 単位 | 現状値   | 目標値<br>(平成28年) | 説明             |
|--|----|-------|----------------|----------------|
| 「市民は健康づくりに取り組むための行政サービスを受けられる環境になっている」と思う市民の割合 | %  | 57.4  | ↗              | 住民意識調査(1)      |
| がん検診受診率  | %  | 11.6  | 50.0           |                |
| 乳幼児健康診査受診率                                     | %  | 96.1  | 100.0          |                |
| 予防接種の接種率                                       | %  | 81.8  | 100.0          |                |
| 標準化死亡比 <sup>(*)</sup> (男性)                     |    | 100.1 | 100.0          | 現状値は平成15～19年の値 |
| 標準化死亡比 <sup>(*)</sup> (女性)                     |    | 110.3 | 100.0          |                |

## ■市役所の役割

---

○健康問題の分析、評価を行い、市民および医師会などの関係団体・地区組織などと連携して、健康づくりに取り組みます。

---

○自分の健康は自分で守るため、健康意識を啓発するなどにより検(健)診の受診率を向上させ、疾病の早期発見・早期治療を促進します。

---

○妊娠から出産・乳幼児期を通して、健康教育、健康相談や乳幼児健康診査を充実することにより、胎児・乳幼児の健やかな成長・発達や母親の育児不安の軽減など、育児を支援します。

---

○予防接種の必要性を啓発することにより、予防接種の接種率を向上させ、感染症の発生・拡大を予防します。

## ■市民などの役割

---

○栄養、運動、休養についての正しい知識を持って、健康づくりに取り組みます。

---

○自らが進んで検(健)診を受け、疾病の早期発見・早期治療に取り組みます。

---

○乳幼児健康診査は、疾病の早期発見・早期治療、療育相談などの必要な支援を得るためにも必ず受診します。

---

○感染症の発生・拡大を予防するため、定期予防接種を必ず接種します。

(\*)標準化死亡比：人口構成の異なる地域の死亡の状況を比較するために用いる指標の1つ。全国平均を100として、値が100を超える場合は全国平均より死亡率が高く、100未満の場合は死亡率が低いと判断される。

### 第3節 医療体制の充実

#### ■現状と課題

- 近年の社会環境や疾病構造の変化により、市民の医療に対するニーズはますます増大かつ多様化、高度化する傾向にあるため、将来にわたり安定的に良質な医療を提供することができる医療提供体制の充実が求められています。
- 高齢化や医療技術の進歩により、市民の医療に対する期待度が増加傾向にあるため、一般の医療機関では実施が困難な医療を提供する地域の中核病院として、また、泉州医療圏(南部地域)<sup>(\*1)</sup>の後方支援病院<sup>(\*2)</sup>としての役割を明確にすることが求められています。
- 地域の医療機関をはじめ、市民や関係団体などと有機的に連携することにより、地域において予防から治療まで安心して生活できるよう、保健・医療・福祉のネットワーク化を進めることが求められています。
- 休日や夜間の急病に対応する救急病院として、プライマリから二次<sup>(\*3)</sup>までの急病救急の受け入れ体制の充実が求められています。

#### ■施策のめざす姿

- 地域の中核病院として安定的に良質な医療の提供がなされ、すべての市民が安心して医療を受けることができます。
- 地域の医療機関などとの連携が図られ、すべての市民が地域完結型医療を受けることができます。
- 急病や救急に対する受け入れ体制が構築され、すべての市民が安心して暮らしています。

#### ■成果指標

| 指標名                                | 単位 | 現状値       | 目標値<br>(平成28年) | 説明        |
|------------------------------------|----|-----------|----------------|-----------|
| 「安心して医療サービスを受けられる環境になっている」と思う市民の割合 | %  | 36.4      | ↗              | 住民意識調査(2) |
| 一日平均外来患者数                          | 人  | 271.4     | 370            |           |
| 一日平均入院患者数                          | 人  | 59.6      | 150            |           |
| 患者被紹介率                             | %  | 17.6(H21) | 20             |           |

|                  |   |     |       |            |
|------------------|---|-----|-------|------------|
| 救急受け入れ件数         | 人 | 198 | 2,400 |            |
| 市民病院公開講座<br>参加者数 | 人 | —   | 200   | 平成23年度から実施 |

## ■市役所の役割

○臨床研修病院としての指定を受け、安定して医師を確保することにより、良質な医療を安定的に提供します。

○院内保育所の設置など、女性職員が働きやすい環境整備を進め、安全安心の医療・看護を提供します。

○急病救急の受け入れ体制を構築し、休日や夜間の急病に対応します。

○医師会、歯科医師会や薬剤師会をはじめ、地域の医療機関、市民や関係団体と連携し、保健・医療・福祉のネットワーク化を推進し、地域医療提供体制を充実します。

○近隣病院と連携するとともに、地域の医療機関と連携し、適正な医療機関の利用について啓発します。

○人間ドック、がん検診などの検(健)診事業を行うことにより、早期医療を推進します。

○地域医療機関医師との症例検討会や市民病院公開講座などを積極的に開催し、地域の医療の質を向上するとともに、公衆衛生活動に取り組みます。

## ■市民などの役割

○緊急でない軽症時の受診を控えるとともに、救急車を適正に利用します。

○地域の医療機関は、阪南市民病院との病診連携に努めます。

○一人ひとりがかかりつけ医を持ち、自分の病状に応じて医療機関を適正に利用します。

○市民自らが進んで検(健)診を受け、疾病の早期発見・早期治療に取り組みます。

○自らバランスのとれた食事や適度な運動を行うとともに、人間ドックなどを受診するなど、健康保持に積極的に取り組みます。

○市民病院公開講座などへ積極的に参加し、健康意識の向上に努めます。

(\*1) 泉州医療圏(南部地域)：大阪府が府内を8つに区分した二次医療圏(主に入院治療を提供する病院を整備する地域的な単位)のうち、高石市以南の8市4町の地域を泉州医療圏と呼び、その南部にあたる貝塚市以南の4市3町の地域。

(\*2) 後方支援病院：他の病院で重症・重篤な入院治療を終えた患者を受け入れ、体力が回復するような看護やリハビリテーションを行い、退院を支援する病院。

(\*3) プライマリから二次(医療)まで・・・比較的軽症な初期医療から、入院治療を必要とする重症な医療まで。

## 第4節 国民健康保険制度の適正な運営

### ■現状と課題

- 国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤を支えるものであり、他の医療保険に加入していない人を被保険者としているため、長引く不況や高齢化の影響を受け、保険料収入の低迷や医療費の伸びによる保険給付費の増加など、その運営は大変厳しい状況となっています。
- 長期にわたって安定した国民健康保険制度を確立するため、医療保険制度の一本化や保険者の再編統合などの改革を進め、適正な国民健康保険事業の運営が求められています。
- 国民健康保険の被保険者の健康管理や健康の保持・増進のため、特定健康診査<sup>(\*1)</sup>・特定保健指導<sup>(\*2)</sup>など、法定の保健事業制度の充実が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 安心して医療を受けることができる適正な運営がなされている健康保険制度を有し、市民が住み慣れたまちで安心して暮らしています。

### ■成果指標

| 指標名   | 単位 | 現状値            | 目標値<br>(平成28年)  | 説明                         |
|---|----|----------------|-----------------|----------------------------|
| 特定健康診査<br>受診率   | %  | 32.21<br>(H21) | 65.00<br>(H24)* | 特定健康診査を受診した国民健康保険の被保険者の割合  |
| 特定保健指導<br>利用率   | %  | 9.73<br>(H21)  | 45.00<br>(H24)* | 特定保健指導の対象者のうち、指導を受けられた人の割合 |
| 早期介入保健指導 <sup>(*3)</sup><br>参加者数                            | 人  | 14<br>(H21)    | 40<br>(H24)*    |                            |
| 「メタボリックシ<br>ンドローム <sup>(*4)</sup> 」該<br>当者およびその予<br>備軍の人の割合 | %  | 16.0<br>(H21)  | 10.0<br>(H24)*  |                            |

※国の特定健康診査基本方針に基づく第1期計画最終年度

## ■市役所の役割

- 国民健康保険の運営状況や事業内容を周知し、理解と協力を求めます。
- 特定健康診査・特定保健指導などの受診率を向上させることにより、医療費の適正化や市民の健康の保持・増進を推進します。
- 国民健康保険制度を安定的かつ持続的に運営できるようにするため、国や大阪府などの関係機関に広域化などの抜本的な制度改正に取り組むよう要望します。

## ■市民などの役割

- 健康に対する意識を高め、疾病予防に努め、適正に医療機関を利用します。
- 特定健康診査・特定保健指導などの保健事業に積極的に参加し、健康の保持・増進に取り組みます。

- (\*1) 特定健康診査：40歳から74歳までの人を対象に糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として平成20年4月から導入された新しい健康診断。
- (\*2) 特定保健指導：特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できる人に対して行う保健指導。
- (\*3) 早期介入保健指導：前年度の特定健康診査の結果から、特定保健指導の対象者とはならなかったが、生活習慣病のリスクを有する人に対して行う保健指導。
- (\*4) メタボリックシンドローム：肥満、特に内臓に脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満によって、さまざまな病気が引き起こされやすくなった状態。肥満症や高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病は、肥満、特に内臓脂肪型肥満が原因であることが分かってきました。

## 第5節 子育て支援の充実

### ■現状と課題

- 子育てで最も重要な役割を果たすのは家庭であり、家庭を支えるために子育て支援の団体やサークルが市内の各地域において積極的に活動しています。また、地域子育て支援センター<sup>(\*)</sup>を中心に情報交換や連携を図る場を設けており、子育て支援活動のさらなる推進が求められています。
- 共働き家庭やひとり親家庭の増加などにより、安心して子どもを育てることができ、子どもが健やかに育つ環境の充実が求められています。
- 子育てに不安を抱えて地域で孤立する親が増加する傾向があり、その結果、児童虐待に進展する恐れがあります。親が子育てに自信を持ち、親としての責任を果たせるよう、気軽に相談できる場の提供、正しい知識の普及啓発ならびに児童虐待の防止のための啓発、早期発見および対応などの子育て支援体制が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 市民や市外に住む子育て世代が、子育てと仕事の両立ができるよう、地域全体が子育てを支援し、安心して子どもを育てたいと思えるまちになっています。

### ■成果指標

| 指標名                               | 単位 | 現状値   | 目標値<br>(平成28年) | 説明  |
|-----------------------------------|----|-------|----------------|---|
| 「子どもが地域に守られ育っている」と思う市民の割合         | %  | 81.4  | ↗              | 住民意識調査(4)   |
| 「安心して子どもを産み育てられる環境が整っている」と思う市民の割合 | %  | 63.1  | ↗              | 住民意識調査(27)  |
| 15歳未満人口                           | 人  | 8,377 | 7,000          |   |
| 保育所待機児童                           | 人  | 0     | 0              |   |
| 地域子育て支援センター<br>利用親子数              | 組  | 2,169 | 3,000          | 地域子育て支援センターで実施する親子教室、赤ちゃんサロン、にこにこルームおよび子育て講座を利用する親子の数 |

|  |    |      |       |                           |
|--|----|------|-------|---------------------------|
| ファミリーサポートセンター <sup>(*2)</sup><br>利用者数(会員数) | 人  | 233  | 400   | 利用会員、協力会員、両方<br>会員の合計数    |
| 乳幼児健診受診率                                   | %  | 96.1 | 100.0 |                           |
| 留守家庭児童会の<br>待機児童数                          | 人  | 0    | 0     |                           |
| 地域での子育てサークル<br>開催場所数                       | か所 | 21   | 36    | NPOなどが中心になり開<br>催している場所の数 |

## ■市役所の役割

○保育については、施設の老朽化・耐震への対応および幼保の包括的・一体的な制度の構築を見据え、総合的に計画し、充実します。

○子育てする親が孤立することのないように身近で気軽に相談できる体制づくりを進めるなど、子育てしやすいまちとじてもらえる子育て支援サービスを充実します。

○子育てを見守り、支援できる地域づくりをめざして、地域での子育て支援活動の充実とネットワーク化を推進し、児童虐待の発生を防止します。

## ■市民などの役割

○子どもが健やかに育つため、親自身が親としての自覚と責任を持ち、親の温かい愛情のなかで子どもを育てるとともに、愛情ある子育てを次世代に継承します。

○地域住民が、必要なときに注意するなど、お互いの子育てを見守り、支え合える関係をつくります。

○事業所は、周辺に住む子どもの安全を見守るとともに、従業員が家庭においてゆとりを持って子育てに専念できるよう配慮します。

(\*1)地域子育て支援センター：地域で親子の交流の場を提供したり、保護者へ相談助言したり、子育てにかかわるサークルやグループの支援やネットワーク化を推進する拠点。

(\*2)ファミリーサポートセンター：子どもの一時預かりや送迎などの子育て支援を必要とする人と支援したい人を結びつける子育て支援サービスの1つ。

## 第6節 介護保険の健全運営・高齢者支援の充実

### ■現状と課題

- 高齢化の進展により高齢者の健康や介護への不安、さらには経済的な不安も高まっており、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう高齢者支援の需要が増大しています。
- 介護保険制度による介護サービスの充実や、地域包括支援センター<sup>(\*)</sup>における相談体制の充実を図っていますが、独居高齢者や認知症高齢者が増加していることから、支援が必要な高齢者の早期発見や緊急対応体制の構築が求められています。
- 高齢者自身の健康づくりや生きがいがづくりが求められています。

### ■施策のめざす姿

- 高齢者が、「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、要介護(支援)状態とならないよう自らの健康づくりに努めています。
- 高齢者が要介護(支援)状態になっても、地域の一員として、住み慣れた地域で暮らし続けています。

### ■成果指標

| 指標名                                    | 単位 | 現状値   | 目標値<br>(平成28年) | 説明                       |
|--|----|-------|----------------|--------------------------|
| 「高齢者が支援サービス等を利用しながら安心して暮らしている」と思う市民の割合 | %  | 64.0  | ↗              | 住民意識調査(5)                |
| 要介護(支援)認定率                             | %  | 17.3  | 17.3           | 65歳以上要介護(支援)認定者数÷65歳以上人口 |
| 介護予防教室参加人数                             | 人  | 6,890 | 7,500          | 教室延べ参加人数                 |
| 老人クラブ加入者数                              | 人  | 4,230 | 4,400          | 老人クラブの加入者数               |

## ■市役所の役割

---

- 介護保険制度を安定的にかつ健全に運営し、要介護(支援)認定高齢者の生活を支えます。
- 高齢者が要介護(支援)状態にならないよう、身近な地域で参加できる介護予防事業をさらに充実させます。

- 今後急増が予測される認知症への対策を念頭に、地域包括支援センターの相談体制をさらに充実するとともに、地域住民と連携することで要介護(支援)高齢者の見守りなどの活動を支援します。

## ■市民などの役割

---

- 高齢者が、身近な地域で行われている介護予防教室に積極的に参加し、要介護(支援)状態とならないよう自らの健康づくりに努めます。

- 認知症や介護が必要な高齢者への理解を深め、地域ぐるみでの見守りなどをしていきます。

(\*)地域包括支援センター:高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える相談機関。

## 第7節 障がい者福祉の充実

### ■現状と課題

- ノーマライゼーション<sup>(\*1)</sup>の理念に基づき、障がい者が住み慣れた地域で自立して生活ができる環境づくりや、障がい者のライフステージに応じた総合的な支援が求められています。
- 国や大阪府、周辺自治体との連携や、市民・事業者と連携した障がい者福祉を实践する体制づくりや、NPOなど民間活動の育成や活動支援、役割分担が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 障がい者が、市民と市役所が協働する地域社会のネットワークのなかで、総合的な支援を受け、地域で自立して安全安心に暮らしています。

### ■成果指標

| 指標名   | 単位 | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明                         |
|---|----|------|----------------|----------------------------|
| 「障がい者が支援サービス等を利用しながら住み慣れた地域で安心して暮らしている」と思う市民の割合 | %  | 68.1 | ↗              | 住民意識調査(6)                  |
| 一般就労移行者数  | 人  | 1    | 4              | 福祉施設から一般企業へ就職する障がい者の人数     |
| 共同生活介護 <sup>(*2)</sup> 利用者数                     | 人  | 0    | 8              | ケアホームに入居している全介助を要する障がい者の人数 |

## ■市役所の役割

○障がい者が住み慣れた地域で、その能力に応じて雇用の場につくことができるよう就労支援システムを構築します。

○地域活動支援センター<sup>(\*3)</sup>、いきいきネット相談支援センター<sup>(\*4)</sup>などでの相談支援を充実するとともに、地域の関係機関、市民、当事者団体と連携し地域における障がい者支援のためのセーフティネットを構築します。

○障がい者支援のための人権研修、啓発活動を推進するとともに、障がい者の人権尊重を基本にした権利擁護のしくみを構築します。

○障がい者が住み慣れた地域で自立して生活していくため、ケアホームなどの居住系サービスの基盤整備を推進します。

## ■市民などの役割

○社会福祉協議会のボランティア活動やNPOなどの民間団体の障がい者に対する支援活動に積極的に参加します。

○社会福祉協議会やNPOなどの民間団体がそれぞれの特性を活かした障がい者支援活動に取り組むとともに、関係機関が連携し、地域における障がい者支援のためのセーフティネットの構築に市民、当事者団体も参加します。

○障がいの有無に関わらず、人間としての尊厳を重んじ、地域社会の一員として人権を尊重し合い、ともに支え合います。

(\*1) ノーマライゼーション(normalization)：1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の1つ。障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策なども含まれる。

(\*2) 共同生活介護：ケアホーム。介護を必要とする障がい者が地域社会において共同生活を営む住居。

(\*3) 地域活動支援センター：障がい者が地域の実情に応じて創作的活動や生産活動に参加したり、社会との交流促進を図り、障がい者の自立生活を支援する通所施設。

(\*4) いきいきネット相談支援センター：市民が住み慣れた地域で「いきいき」と生活できるように、概ね中学校区へ「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、子どもから高齢者までの暮らしに関わる地域の総合福祉相談機関。

## 第8節 生活支援の充実

### ■現状と課題

- 社会情勢の低迷による雇用情勢の悪化により、生活保護受給者の比率(保護率)が急増するなか、本市では、専門性を有する担当者を配置し、自立支援プログラムや自立助長の取り組みにより、保護率は微増の傾向にありますが、9‰(パーミル)台で推移しています。
- 今後は、依然として厳しい雇用情勢のなか、生活困窮者や低所得者などが安心・信頼できるセーフティネットの構築に加え、生活保護受給者で就労を希望するが結びつかない人、就労意欲を失い社会から孤立する人に対し、日常生活や社会生活の自立のため、社会とのつながりを結びなおす支援が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 市民は、最低限度の生活が保障され、地域社会の一員として自立した生活を営んでいます。

### ■成果指標

| 指標名  | 単位          | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明                  |
|--|-------------|------|----------------|---------------------|
| 「生活に困窮している市民が自立した生活に向けた支援を受けることができる」と思う市民の割合 | %           | 61.8 | ↗              | 住民意識調査(7)           |
| 保護率  | ‰<br>(パーミル) | 9.75 | 10.00          | 生活保護受給者の人口千人当たりの比率  |
| 就労自立世帯数                                      | 世帯          | 15   | 20             | 生活保護から就労によって自立した世帯数 |

### ■市役所の役割

- 生活保護世帯や低所得者世帯に対して、ケースワーカーなどの専門職を中心として就労と自立を支援します。

### ■市民などの役割

- 地域住民、NPO、社会福祉法人などが連携し、孤立しがちな生活保護受給者に社会とのつながりを結びなおす「社会的居場所づくり」を進めます。

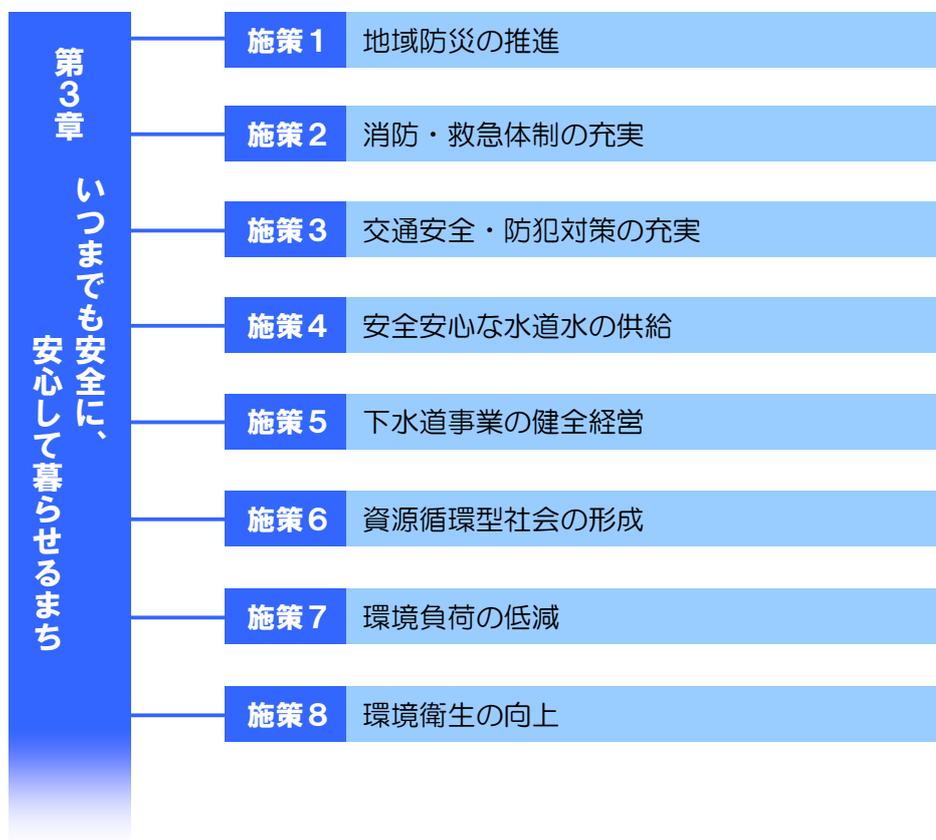
## 第3章 いつまでも安全に、安心して暮らせるまち

(生活環境分野)

### ■分野のめざす姿

- 市民は、防災や防犯、交通安全に対する意識を高め、コミュニティによる支え合いが確立されているとともに、自然災害や火災などへの備えが整い、生命・身体・財産が守られたまちで安全安心に暮らしています。
- 市民は、安全な水道水を安定的に得られるとともに、雨水や市民生活により発生する排水が適切に処理されることにより、豊かな自然を守りつつ、快適で衛生的な生活を送っています。
- 市民をはじめ、各種団体、事業者、市役所などが、地球規模の環境問題を意識し、連携して環境負荷の少ない生活や循環型社会に配慮した生活や活動を営んでいます。

### ■施策体系



## 第1節 地域防災の推進

### ■現状と課題

- 近年、台風や大雨などの風水害や、発生が懸念されている東南海・南海地震などの大規模地震に対する不安が広まっており、「阪南市防災マップ」や「阪南市地震防災マップ」を配布するなど、市民の防災意識の啓発に取り組んでいますが、さらに意識を高める取り組みや、自治会による自主防災組織<sup>(\*1)</sup>の設立など、地域ぐるみの防災体制の確立が求められています。
- 災害に備え、治水対策や公共施設・民間建築物の耐震化の推進が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 市民が日頃から防災意識や被害に対する認識を深め、市役所と一体となって防災活動に取り組み、被害を最小限にとどめることのできる、防災体制の確立した災害に強いまちを形成しています。
- 河川の浚<sup>しゅんせつ</sup>渫やため池の改修など、適切な維持管理により防災基盤が構築され、市民が安全安心に暮らしています。

### ■成果指標

| 指標名  | 単位 | 現状値   | 目標値<br>(平成28年) | 説明                          |
|--|----|-------|----------------|-----------------------------|
| 「地震や水害等の自然災害への対策(施設や組織)が進められ、安心して暮らしている」と思う市民の割合 | %  | 57.4  | ↗              | 住民意識調査(8)                   |
| くらしの安心ダイヤル事業(災害時要援護者登録制度) <sup>(*2)</sup> 登録者数   | 人  | 1,200 | 1,800          |                             |
| 自主防災組織結成の自治会数                                    | 団体 | 32    | 61             |                             |
| 自主防災組織による訓練実施率                                   | %  | 63    | 100            | 訓練実施団体数<br>÷ 団体数 × 100      |
| 消防団員充足率  | %  | 100   | 100            | 消防団員数<br>÷ 条例定数 105 人 × 100 |

## ■市役所の役割

○地震などの災害発生時には、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害時の事務分掌に従い、組織的な災害応急対策活動に取り組みます。

○地震などの災害発生時に、防災の重要な役割を担う自主防災組織について、必要性や重要性について啓発し、全自治会での設立をめざすとともに、防災講座などにより、育成を行います。

○災害に強いまちづくりを進めるにあたり、自助・共助・公助を軸に自主防災組織と連携のもと、防災訓練や防災講座を開催し、市民の防災意識の啓発を推進します。

○災害時に支援が必要な人を把握し、地域での見守りや災害時の支援活動につなげます。

○耐震診断や耐震改修を補助することにより、民間建築物の耐震化を促進します。

○減災への取り組みとして、災害危険箇所の点検を行い、形状変化を把握するなど、早期の情報収集を行います。

○非常食、資機材などの災害時に備えた備蓄を行います。

## ■市民などの役割

○地震などによる被害を軽減するため、自主防災組織の組織率を向上します。

○自主防災組織を中心に、平常時には防災訓練を実施し、災害に備えるとともに、災害時には初期消火、災害時に援助が必要な人の安全確保、避難誘導、救出、救護の実施などの防災活動に取り組みます。

○地震などの災害時に備え、建物倒壊による生命の危険を低減するため、住宅などの建築物の耐震診断、耐震改修を行います。

(\*1) 自主防災組織：大規模震災およびその他の災害に備え、自治会などの住民が自主的に防災活動を行う組織。

(\*2) 暮らしの安心ダイヤル事業(災害時要援護者登録制度)：高齢者や障がい者などを対象に、民生委員、校区福祉委員会、いきいきネット相談支援センターや各種団体などの関係機関が連携し、日常の見守り・声かけ活動を大切にしながら、地震などの災害時に安否確認を行う事業。

## 第2節 消防・救急体制の充実

### ■現状と課題

- 地震などの大規模災害への不安が増加するなか、市民の生命・財産を守るため、迅速かつ的確に対応できる消防・救急体制の充実が求められています。
- 高齢化の進展などに伴い救急出動が増加しているなか、救急サービスの適切な利用や、地域ぐるみで救命意識を高める取り組みが求められています。

### ■施策のめざす姿

- 消防署と消防団が連携を強化するとともに、周辺自治体との消防広域化による消防力の強化を含めた相互協力体制を充実することにより、市民の生命・身体・財産の安全が守られています。
- 救急体制が充実し、救急サービスの適切な利用により、市民が安心して暮らしています。

### ■成果指標

| 指標名  | 単位 | 現状値    | 目標値<br>(平成28年) | 説明  |
|--|----|--------|----------------|---|
| 「地域や行政の救急・消防体制が整っており、安心して暮らしている」と思う市民の割合           | %  | 74.8   | ↗              | 住民意識調査(9)                                     |
| 救急救命士有資格者数   | 人  | 12     | 15             | 厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示のもと救急救命処置を行うことができる者の数      |
| 救急出場件数   | 件  | 2,398  | 2,000          | 怪我や急病などの患者を病院などに搬送するために出場する件数                 |
| 救命講習 <sup>(*)</sup> ・<br>救急講習 <sup>(**)</sup> 参加人数 | 人  | 1,151  | 1,500          | 心肺蘇生法やAED(自動体外式除細動器)取り扱い方法、各種応急手当を身につける講習受講者数 |
| 消防訓練参加人数   | 人  | 11,405 | 12,000         | 自主防災組織や学校、会社などの自衛消防組織による訓練参加者数                |
| 火災発生件数   | 件  | 9      | ↘              | 市域の建物、林野、車両、船舶などから発生した火災の合計件数                 |

## ■市役所の役割

---

- 消防団や周辺自治体と連携し、大規模災害時の消防・救急体制を充実します。
- 救急車の適正な利用方法や火の取扱いなどについて広報誌や防災訓練などを通じて、さらに市民に理解を求め、防火意識を高揚させることにより、火災救急件数の減少をめざします。
- 多様化する救急救助活動に備え、専門的知識や技術を向上させるために研修などを行い、消防職員の資質の向上に努めます。

## ■市民などの役割

---

- 火災予防意識を向上させるとともに、自主的な防災活動に取り組みます。
- 救急車を必要とする人が、すぐに利用できるように救急車を適正に利用します。
- 救命率の向上のため、救急現場に居合わせた人が救急車到着までの間、心肺停止者にAEDを使用するなど、必要な応急処置を行えるよう救命講習を積極的に受講します。

- (\*1)救命講習：総務省消防庁の通達により、消防本部の定める「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき指導し、認定する公的資格で3時間講習の「普通救命講習Ⅰ」、4時間講習の「普通救命講習Ⅱ」など受講済みカードが発行される講習。
- (\*2)救急講習：救命講習の内容を要約し、1時間程度で指導する受講済みカードを発行しない講習。

### 第3節 交通安全・防犯対策の充実

#### ■現状と課題

- 交通事故件数は減少傾向にある一方、高齢化の進展に伴い高齢者の交通事故件数は増加しています。高齢者や幼児を重大事故から守るため、交通安全意識を高める取り組みが求められています。
- 本市における人口1,000人当たりの犯罪発生率は減少しており、大阪府内市町村のなかでも低くなっていますが、高齢者や子どもが巻き込まれる犯罪の増加や複雑化に対応するため、市民の防犯意識を高める取り組みをはじめ、地域ぐるみの防犯体制の構築や関係機関と連携強化が求められています。

#### ■施策のめざす姿

- 交通ルールを守り、思いやりと譲り合いの気持ちをより深めることによって、市民は、交通事故にあうことなく暮らしています。
- 地域における防犯活動に取り組む団体が協働することによって、市民は犯罪にあうことなく暮らしています。

#### ■成果指標

| 指標名                                 | 単位 | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明                    |
|-------------------------------------|----|------|----------------|-----------------------|
| 「市民が犯罪やトラブルにあわずに安心して暮らしている」と思う市民の割合 | %  | 77.6 | ↗              | 住民意識調査(10)            |
| 交通事故死亡件数                            | 件  | 0    | 0              |                       |
| 犯罪発生件数                              | 件  | 36   | ↘              | ひったくり発生件数<br>+空き巣発生件数 |

## ■市役所の役割

---

○学校や地域などにおける交通安全および防犯に対する啓発活動や地域活動を推進します。

○犯罪被害をなくすため、警察や防犯委員会と連携して防犯啓発活動を実施し、市民の防犯意識の向上に努めます。

○駅前駐輪場内への防犯カメラ設置により、自転車やバイクの盗難を防ぎます。

○防犯灯を適正に配置し、維持管理することで夜間における路上犯罪の防止に努めます。

## ■市民などの役割

---

○交通ルールを守り、譲り合いの気持ちを持った行動をします。

○ひったくりや空き巣などにあわないように、自らの防犯意識を高め、犯罪にあわない行動をします。

○防犯委員会を中心に地域に密着した自主防犯組織の活動により、安全で快適な明るい街づくりを進めます。

## 第4節 安全安心な水道水の供給

### ■現状と課題

- 震災などの非常時において一定の給水機能の確保が必要であるため、水道施設の耐震化が求められています。
- 人口減少や節水による使用水量の減少を鑑み、安定的に水道水を供給できる経営を進めるため、効率的な水道施設整備や水道事業経営の合理化が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 安全な水道水が安定的に供給され、市民が安心して水道水を利用し、快適で衛生的に暮らしています。

### ■成果指標

| 指標名                           | 単位 | 現状値  | 目標値<br>(平成 28 年) | 説明   |
|-------------------------------|----|------|------------------|--|
| 「市民が安全な水道水を安定して利用できる」と思う市民の割合 | %  | 89.3 | ↗                | 住民意識調査(11)                                     |
| 配水池などの耐震化率                    | %  | 4.8  | 19.0             | 耐震化配水池など÷(配水池14箇所+受水池7箇所)×100                  |
| 老朽管(石綿セメント管)更新率               | %  | 63.6 | 100              | 石綿セメント管更新距離÷石綿セメント管総延長距離×100                   |
| 緊急連絡管の整備                      | か所 | 0    | 2                | 地震災害や施設事故による断水に備え、緊急時に水を相互融通するための近隣市町との連絡管連結箇所 |

## ■市役所の役割

---

- 水道事業の経費節減や効率的な経営に努めるとともに、計画的に水道施設を整備します。
- 既存水道施設については、計画的に老朽管を更新するとともに、震災などに備え配水池などを耐震化します。
- 災害時に必要となる給水拠点施設や近隣自治体との緊急連絡管を整備します。

## ■市民などの役割

---

- 限りある水道水を大切に使います。

## 第5節 下水道事業の健全経営

### ■現状と課題

- 豊かな自然と市民の快適な生活環境を守るために欠かすことのできない重要な都市基盤施設である公共下水道は、本市では事業開始から20年が経過し施設の老朽化が進むなか、公衆衛生の改善などの快適な生活環境を確保するために、施設の適切な維持管理や更新が求められています。
- 河川の水質改善や自然環境保全への関心が高まるなか、下水道事業の役割を果たせるよう効率的・効果的な下水道事業の経営が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 市民が、公共下水道が整備され、生活排水が適正に処理された衛生的な環境で暮らしています。

### ■成果指標

| 指標名                                      | 単位 | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明                               |
|--|----|------|----------------|----------------------------------|
| 「適切な排水処理により、衛生的な生活環境や海・川が守られている」と思う市民の割合 | %  | 61.2 | ↗              | 住民意識調査(12)                       |
| 下水道人口普及率                                 | %  | 45.0 | 50.7           | 現在実処理人口<br>÷行政区域内人口<br>×100      |
| 下水道接続率                                   | %  | 90.9 | 92.0           | 現在水洗化人口<br>÷現在処理人口(告示<br>済み)×100 |

## ■市役所の役割

---

○限られた財源のなか、計画的に下水道事業を推進し、下水道人口普及率を向上します。

## ■市民などの役割

---

○下水道経営基盤のさらなる強化に向け、下水道整備地域の居住者の下水道接続を促進し、下水道使用者を増加させるなど、事業収益の確保に努めるとともに、下水道施設の適正な維持管理を講じることで費用を抑制します。

○公共下水道が整備された区域では、くみ取りトイレや浄化槽を改造し、速やかに下水道へ接続します。

## 第6節 資源循環型社会の形成

### ■現状と課題

- 循環型社会の実現に向けて、廃棄物の減量化や再資源化を進めていますが、より一層地域全体で取り組めるよう、市民の意識を変える啓発活動や市民の取り組みを支援することが求められています。
- 泉南市と共同で設置している泉南清掃事務組合については、適切な費用負担や広域行政のメリットを活かした事業運営が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 市民、事業所および市役所が、それぞれ適正に廃棄物を処理し、不法投棄されない・させない環境づくりを進め、環境負荷の少ない循環型社会で活動しています。

### ■成果指標

| 指標名  | 単位 | 現状値    | 目標値<br>(平成28年) | 説明  |
|--|----|--------|----------------|---|
| 「市民や事業者はごみの分別に配慮しており、適切な処理が行われている」と思う市民の割合 | %  | 82.6   | ↗              | 住民意識調査(13)  |
| ごみ排出量                                      | t  | 14,817 | 14,342         | 可燃ごみ+粗大ごみ   |
| ごみ排出量の削減率<br>(平成12年比)                      | %  | 27.7   | 30.0           | $1 - (\text{当該年度実績} \div \text{12年度実績}) \times 100$ |

## ■市役所の役割

---

○市民に対し、ごみの排出者としての責任の認識と分別に対する意識を高めるとともに、ごみの再資源化に関する助成制度について、より一層の周知や啓発を進めます。

○各店舗や事業所に対し、ごみの分別収集の重要性、分別収集に伴う費用負担の必要性について啓発します。

○各店舗に対し、積極的にエコショップ<sup>(\*)</sup>に参加するよう啓発活動を展開します。

## ■市民などの役割

---

○収集日程に合わせて適正にごみを排出し、地域のごみ収集場所を清潔に保持することで、不適正排出の無いよう組織的に取り組みます。

○店舗・事業所の責任を認識し、分別に努めます。

○エコショップの主旨に賛同し、積極的に協力します。

(\*)エコショップ：簡易包装の推進や使い捨て容器の使用自粛、不用となった容器などの回収などのごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを自ら宣言した小売店。

## 第7節 環境負荷の低減

### ■現状と課題

- 大気、水質、騒音などの日常生活における環境問題から地球温暖化をはじめとする地球規模での多岐にわたる環境問題が発生しています。
- 市域の大気測定点における二酸化窒素濃度や、男里川の水質は、環境基準<sup>(\*)</sup>を達成していますが、持続可能な社会の実現に向けた環境教育や、市民一人ひとりが環境負荷の少ない日常生活を営める環境づくりが求められています。
- 市役所では地球温暖化対策推進実行計画を策定し、温室効果ガスの排出量削減に成果を上げていますが、多様化する環境問題について、市民の関心が高まっており、市役所はさらなる環境負荷の少ない活動を行うよう求められています。

### ■施策のめざす姿

- 市民、事業所、市役所のそれぞれが、地球環境の保全を視野に入れて、環境への負荷の少ない活動を地域社会で実践しています。

### ■成果指標

| 指標名                                 | 単位 | 現状値   | 目標値<br>(平成28年) | 説明         |
|-------------------------------------|----|-------|----------------|------------|
| 「行政は環境問題にしっかりと取り組んでいる」と思う市民の割合      | %  | 69.5  | ↗              | 住民意識調査(14) |
| 「市民は環境問題に対してできることから取り組んでいる」と思う市民の割合 | %  | 71.7  | ↗              | 住民意識調査(15) |
| 市役所の事務事業による温室効果ガス排出量                | t  | 4,168 | ↘              |            |
| 環境基準 <sup>(*)</sup> 達成率             | %  | 100   | 100            |            |

## ■市役所の役割

---

- 学校での環境教育や広報誌などにより、環境問題について広く周知するとともに、地域、事業者における環境への負荷低減の取り組みを推進します。
- 事業者が公害を未然に防止するため、法令に基づいた指導を行います。
- 市役所は地域における最大の消費者として率先して省エネや環境にやさしい物品購入などに取り組みます。
- 再生可能エネルギー(太陽光、太陽熱など)の活用促進に努めます。

## ■市民などの役割

---

- 環境問題に対する意識を向上させ、日常生活において省エネや環境に配慮した物品の購入など環境にやさしい行動をします。
- 事業活動において、公害法令の遵守および環境への負荷を低減させる行動をします。

(\*)環境基準：環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標として環境基本法に規定されており、大気、水質、騒音などについてその基準が設けられています。

## 第8節 環境衛生の向上

### ■現状と課題

- 生活排水処理率<sup>(\*)</sup>は59.3%と大阪府内市町村のなかでも低い値になっていることから、公共下水道の整備促進と併せて、公共下水道認可区域外におけるくみ取りトイレや単独処理浄化槽を設置している住宅などからの生活排水対策を進めることが求められています。
- 犬の糞や空き地の管理など、環境衛生上の支障をきたさないよう、管理者は自らの責任により適正に対処することが求められています。
- 高齢化が進行するなか、今後、火葬件数は増加すると予測していることから、火葬場の老朽化への対応など施設整備が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 市民、事業所、市役所は、環境衛生のさらなる向上に向け、それぞれの役割を担うことで、生活排水による環境への負荷が低減されるなど、快適な環境で活動しています。
- 市民が、快適な施設環境のもと、火葬場を利用しています。

### ■成果指標

| 指標名                                      | 単位 | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明                        |
|--|----|------|----------------|---------------------------|
| 「適切な排水処理により、衛生的な生活環境や海・川が守られている」と思う市民の割合 | %  | 61.2 | ↗              | 住民意識調査(12)                |
| 生活排水処理率                                  | %  | 59.3 | ↗              | (下水道人口+合併処理浄化槽人口)÷総人口×100 |
| 狂犬病発生件数                                  | 件  | 0    | 0              |                           |

## ■市役所の役割

---

- 公共下水道認可区域外となっているくみ取りトイレまたは単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替えるよう推進します。
- し尿および浄化槽汚泥を適正に処理します。

- 
- 空き地の適正な管理に向けた啓発や指導・助言を行います。

- 
- 飼い犬の散歩時における糞の放置や犬のしつけ、狂犬病の予防接種など、飼い主のマナー向上を啓発します。

- 
- 今後、高齢化社会による火葬件数の増加に対応しつつ、周辺環境に配慮した火葬場を運営します。

## ■市民などの役割

---

- くみ取りトイレまたは単独処理浄化槽を使用している住宅などについて、早期に公共下水道への接続または合併処理浄化槽を設置し、かつ適切に維持管理します。

- 
- 地域内にある空き地(空き家がある空き地を含む)の適正な管理に向けた地域コミュニティを構築します。

- 
- 飼い犬の散歩時における糞の放置や犬のしつけ、狂犬病の予防接種など、飼い主のマナーを向上します。

(\*)生活排水処理率：し尿および生活雑排水(台所、風呂など)を処理している人口の割合。



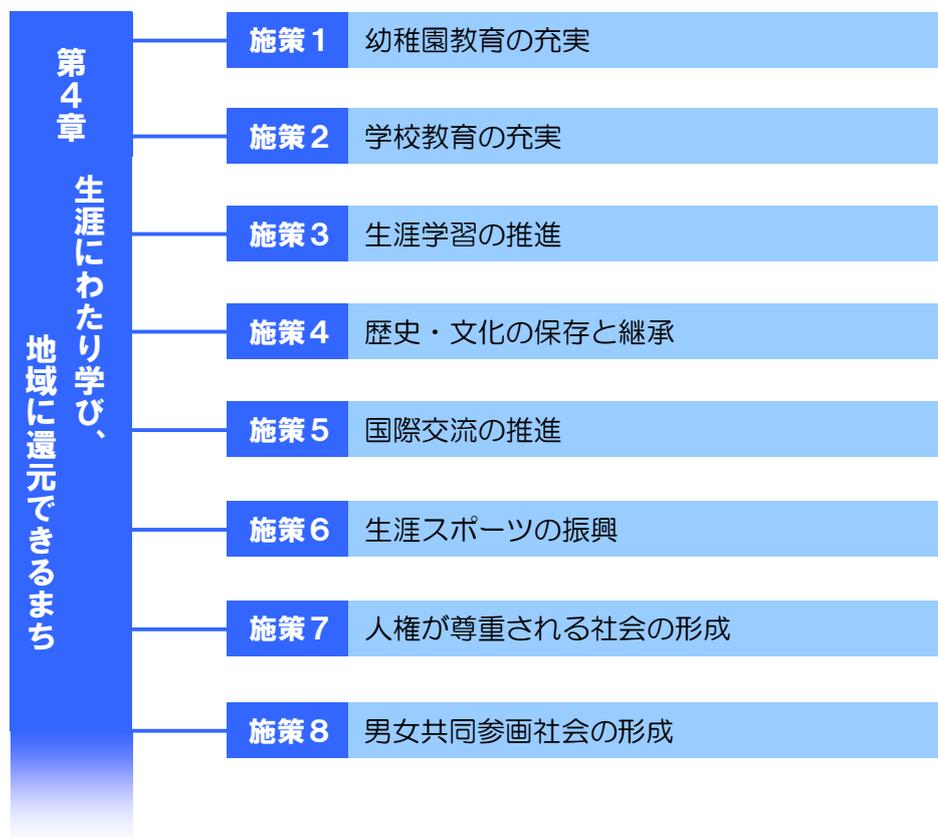
## 第4章 生涯にわたり学び、地域に還元できるまち

(教育・生涯学習分野)

### ■分野のめざす姿

- 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの“学び”や“育ち”を支援するとともに、園児・児童・生徒が、**健やか**で安全な学校園環境のもと、質の高い充実した教育を受けています。
- 市民がスポーツに親しんだり、歴史・文化の教養を高めたりしながら、その経験を地域で活かすなど、潤いや生きがいのある生活を送っています。
- 市民が互いの人権を尊重し、一人ひとりが尊厳を持って、いきいきと生活しています。

### ■施策体系



## 第1節 幼稚園教育の充実

### ■現状と課題

- 子育てがしやすい環境をめざし、3歳児保育や預かり保育などに取り組んでいます。少子化が進むなか、幼稚園の適正配置や保護者のニーズに応える幼児教育が求められています。
- 国の幼稚園と保育所の包括的・一体的な制度の構築を見据えながら、幼稚園と保育所の連携なども含めて、より安心して園児が学び育つことのできる環境づくりが求められています。
- 子育て問題の多様化やよりきめ細かな教育支援の観点から、関係諸機関との連携や保護者のニーズに合わせた教育相談活動の充実が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 良好な教育環境により、園児が、**健やか**で安全安心な生活を送ることができる幼稚園となっています。
- 園児一人ひとりが自尊感情を高め、知・体・徳<sup>(\*)</sup>を豊かに育む教育を受けています。
- 市民が教育に関心を持つとともに、幼稚園・家庭・地域の連携の重要性に気づき、園児の学びや育ちを支援しています。

### ■成果指標

| 指標名   | 単位 | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明                         |
|---|----|------|----------------|----------------------------|
| 「未就学年齢の子どもが、それぞれの子どもにあった幼児教育を受けている」と思う市民の割合 | %  | 71.8 | ↗              | 住民意識調査(28)                 |
| 就園率   | %  | 31   | 36             | 公立幼稚園3~5歳児数<br>÷ 阪南市3~5歳児数 |
| 3歳児保育の就園率                                   | %  | 26   | 36             | 公立幼稚園3歳児数<br>÷ 阪南市3歳児数     |
| カウンセラー派遣回数                                  | 回  | 6    | 12             | 幼稚園へのカウンセラー派遣による相談         |

## ■市役所の役割

---

○園児の保育に携わる教員の資質向上を図りながら、幼稚園・家庭・地域の教育力向上のための取り組みを推進します。

○幼稚園の取り組みの積極的な情報発信、家庭や地域の意見を生かした幼稚園運営、地域人材の効果的な幼稚園教育への活用など、幼稚園・家庭・地域が連携し、地域と一体となった幼稚園づくりを推進します。

○社会情勢の変化により、多様化する園児やその保護者の心のケアを行うため、現在実施しているカウンセラー配置をはじめ、相談機能の充実に努めます。

## ■市民などの役割

---

○幼児期における家庭の重要性と役割をしっかりと理解し、幼稚園・地域との連携を深めながら、充実した家庭教育に取り組みます。

○「阪南市の子どもたちは阪南市全体で育てる」という視点に立ち、幼稚園や市役所とともに、教育環境の充実に向け、理解し、協力します。

○多様化する子育ての諸問題をはじめ、子どもたちや保護者の心のケアなどに対して、相談窓口を積極的に利用します。

(\*)知・体・徳：文部科学省が全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるように定める学習指導要領の中に、学習変化の激しいこれからの社会を生きるために必要とされる、「確かな学力」「健康・体力」「豊かな人間性」を表した教育理念。

## 第2節 学校教育の充実

### ■現状と課題

- 学校におけるいじめや不登校、児童・生徒の学ぶ意識の低下、家庭や地域での教育力の低下など、さまざまな課題があるなか、確かな学力の向上や豊かな心の育成が求められています。
- 児童・生徒の社会規範を育み、基礎学力や体力を育成するため、学校・家庭・地域が一体となり、一人ひとりの個性と能力に応じた学校教育や地域教育が求められています。
- 地震などの自然災害が想定されるなか、学校施設の耐震化など安全な教育環境を整備するとともに、少子化の進展を踏まえ、学校の適正規模化が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 良好な教育環境により、児童・生徒が、**健やか**で安全安心な生活を送ることができる学校となっています。
- 児童・生徒一人ひとりが自尊感情を高め、知・体・徳を豊かに育む教育を受けています。
- 市民が教育に関心を持つとともに、学校・家庭・地域の連携の重要性に気づき、行動することで、地域の教育コミュニティが充実し、児童・生徒の学びや育ちを支援しています。

### ■成果指標

| 指標名  | 単位 | 現状値   | 目標値<br>(平成28年) | 説明                     |
|--|----|-------|----------------|------------------------|
| 「安全で快適な教育環境のもと、子どもたちが一人ひとりの個性と能力にあった適切な学校教育を受けている」と思う市民の割合 | %  | 66.7  | ↗              | 住民意識調査(29)             |
| 教育相談件数   | 回  | 97    | 120            | カウンセラーや教育委員会事務局の窓口での相談 |
| 5 中学校区地域教育協議会<br>学校支援ボランティア参加人数                            | 人  | 1,500 | 2,000          |                        |

|                           |   |    |     |                                |
|---------------------------|---|----|-----|--------------------------------|
| 学校で友達と会うのが楽しい<br>児童・生徒の割合 | % | 95 | 100 | H21 全国学力学習状況調査<br>(児童・生徒質問紙)より |
| 自分に良いところがあると思う<br>児童生徒の割合 | % | 58 | 70  |                                |

## ■市役所の役割

- 確かな学力を培う教育活動の推進を図り、一人ひとりの生きる力を育成するとともに、実践的な態度を養う人権教育の推進と、すべての児童・生徒の自立をめざし、校種間連携を含めた支援教育の充実を図ります。
- 整理統合も含め、将来の子どもたちの教育環境を考慮した施設を整備します。

- 児童・生徒の教育に携わる教員の資質向上を図るとともに、学校の取り組みの情報発信、家庭や地域の意見を積極的に生かした学校の運営、地域人材の効果的な学校教育への活用など、学校・家庭・地域が連携して地域と一体となった学校づくりを推進します。

- 社会情勢の変化により多様化する児童・生徒やその保護者の心のケアを行うため、現在実施しているカウンセラー配置や適応指導教室に加え、相談機能の充実に努めます。

- 児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、安全教育・安全指導を柱として、児童・生徒の安全確保を最優先した危機管理に努めます。

## ■市民などの役割

- 社会情勢や児童・生徒を取り巻く環境の変化が著しいなか、家庭の重要性と役割をしっかりと理解し、学校・地域との連携を深めながら、充実した家庭教育に取り組めます。
- 「阪南市の子どもたちは阪南市全体で育てる」という視点に立ち、学校や市役所とともに、教育環境の充実に向け、理解・協力します。

- 多様化する子育ての諸問題をはじめ、児童・生徒や保護者の心のケアなどに対して、相談窓口を積極的に利用します。

### 第3節 生涯学習の推進

#### ■現状と課題

- 子どもから高齢者までのすべての市民が生涯を通じて、いつでも・どこでも・だれでも・なんでも学習できる環境づくりが求められています。
- 団塊の世代の退職などにより、市民ボランティアとして活動する方は年々増加しており、文化センターや図書館、公民館を市民参加や生涯学習の場として広く活用することが求められています。
- 市民が豊かな生活を営むための知識や行動を学ぶだけでなく、その成果を社会や地域で活かすことのできるしくみが求められています。
- 青少年指導員が中心となり、地域での青少年健全育成活動を実施しており、地域・学校・警察との連携した健全育成や非行防止のための相談体制の充実が求められています。

#### ■施策のめざす姿

- 市民は、生涯学習を通じて心豊かに生きがいのある生活をしています。
- 市民は、公民館活動や図書館利用などにおいて、社会における人との交流や団体活動の必要性、読書をはじめとする生涯における学びの重要性を理解しています。
- 市民が豊かな生活を営むための知識や行動を学ぶだけでなく、その成果を社会や地域で活かしています。
- 青少年が地域全体の支援を受けながら、健全に育っています。

#### ■成果指標

| 指標名  | 単位 | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明         |
|--|----|------|----------------|------------|
| 「青少年が地域の方々とともに、心豊かに成長している」と思う市民の割合           | %  | 60.0 | ↗              | 住民意識調査(30) |
| 「生涯を通して様々な学びやスポーツにふれ、生きがいを持って生活している」と思う市民の割合 | %  | 62.3 | ↗              | 住民意識調査(31) |
| 「地域ぐるみで子どもや青少年を育てている」と思う市民の割合                | %  | 57.4 | ↗              | 住民意識調査(32) |

|                                   |   |         |         |  |
|-----------------------------------|---|---------|---------|--|
| 100人のカルチャー <sup>(*)</sup><br>登録者数 | 人 | 84      | 100     |  |
| 文化センター年間入場者数                      | 人 | 83,060  | 90,000  |  |
| 公民館クラブ参加者数                        | 人 | 44,094  | 43,500  |  |
| 公民館講座参加者数                         | 人 | 10,380  | 11,000  |  |
| 図書の年間総貸出冊数                        | 冊 | 497,714 | 520,000 |  |

### ■市役所の役割

- 市民に生涯学習の機会を多く提供するために、地域の人材活用を進めます。
- 文化・芸術の振興について、指定管理者や文化活動を行うグループと連携を図りながら、市民参加型の文化の発信に努めます。
- 青少年の健全育成について、青少年指導員と関係団体、学校・地域と連携を図りながら、健全育成や非行防止のための相談体制を充実します。
- 図書館は、市民のニーズや社会情勢を踏まえた資料の収集・保存に加えて、市民の読書意欲を高める企画・行事を行い、読書環境を整えるとともに、市民と協働してより良い図書館運営に努めます。
- 公民館は、地域活動の拠点として、「つどう」「まなぶ」「むすぶ」を基本とした地域とのつながりの場所として、市民ニーズを把握し、多くの人が集えるよう講座やイベントを実施します。

### ■市民などの役割

- 気軽に生涯学習を楽しみ、またその楽しみを他の人にも伝えます。
- 文化協会をはじめ、さまざまな文化活動団体が互いに連携しながら活動することで、多くの市民の文化意識の啓発・向上につなげていきます。
- 青少年が安心して暮らせるまちになるように、地域や社会教育関係団体と連携します。
- より使いやすい図書館にするため、また、子どもの読書活動を推進するため、地域・家庭文庫や図書館サポーター（ボランティア）として、積極的にサポート、参画をします。
- 公民館とカルチャーセンターとの違いを理解し、地域活動のより一層の発展を図るため、いつでも自由にクラブ活動などを行える場所として、講座やイベントにも積極的に参加します。

(\*)100人のカルチャー：市民の学習活動支援の一環として、市内在住・在勤でさまざまな才能を持った人が登録する人材バンク。

## 第4節 歴史・文化の保存と継承

### ■現状と課題

- 文化財調査によって地域の歴史に関わる資料が年々増加しており、保管の分散化などの問題があり、文化財の適切な保存が求められています。
- 伝統芸能の継承者が少子高齢化により減少し、次世代に文化を残す取り組みが必要となっています。
- 市外ではその重要性を認められている向出遺跡などの文化財について、市内での認知度が低く、歴史・文化を継承することの重要性が認識されていないため、その啓発が必要とされています。

### ■施策のめざす姿

- 市民が、歴史と文化の大切さ、文化財や伝統芸能などの保護・保存・継承の取り組みを理解し、地域に誇りを持って暮らしています。

### ■成果指標

| 指標名                                       | 単位 | 現状値   | 目標値<br>(平成28年) | 説明         |
|---|----|-------|----------------|------------|
| 「市民は市の歴史や文化を理解しており、保存や継承に取り組んでいる」と思う市民の割合 | %  | 52.8  | ↗              | 住民意識調査(33) |
| 有形民俗文化財寄贈状況                               | 件  | 7     | 10             |            |
| 阪南市指定文化財数                                 | 件  | 17    | 27             | 累計件数       |
| 歴史資料展示室見学者数                               | 人  | 316   | 500            |            |
| 文化財展見学者数                                  | 人  | 486   | 600            |            |
| 「はんなんマップ悠歩みち」の発行数                         | 部  | 3,700 | 5,000          |            |

## ■市役所の役割

---

○遺跡を含む各種文化財調査を行い、向出遺跡をはじめ、重要なものを指定文化財に指定し、保護・保存するための体制を整備します。

○文化財を学校教育や世代間交流に積極的に活用するとともに、地域の歴史・文化の大切さを市民に啓発します。

○阪南市の歴史・文化を市民や全国に向けてわかりやすく情報発信し、郷土の歴史・文化にふれる環境づくりを行います。

## ■市民などの役割

---

○「地域の歴史・文化は地域住民が守る」という基本的な概念のもと、歴史・文化を保護・保存・継承します。

○地域の歴史・文化を学ぶことで、その大切さを感じます。

○ボランティアガイドをするなど、歴史・文化の継承に取り組むことで、地域の歴史・文化を伝え広げます。

## 第5節 国際交流の推進

### ■現状と課題

- 人と人とのふれ合いをテーマに、市民が主体的に国際交流活動を続けており、市内での多文化交流をより一層進めるためにも、市内での外国人の受け入れ先となるホストファミリー(\*)のさらなる確保が求められています。
- 国際交流活動への理解・促進を図るため、市内の活動団体と協力し、外国人や市民に気軽に参加してもらえるイベントを開催していますが、多言語での広報やインターネットの活用など、活動やイベントのアピールにより一層の工夫が必要となっています。

### ■施策のめざす姿

- 市民が、国際理解を深め、親しみを持って交流活動をしています。

### ■成果指標

| 指標名                              | 単位 | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明         |
|----------------------------------|----|------|----------------|------------|
| 「国際交流等を通じて、多様な文化を理解している」と思う市民の割合 | %  | 36.4 | ↗              | 住民意識調査(34) |
| 国際交流フェスティバル参加者                   | 人  | 260  | 300            |            |
| ホームステイ・ホームビジット(*)受入件数            | 件  | 31   | 45             |            |

## ■市役所の役割

---

○市民がより豊かな交流活動を行えるよう、市民と協働で事業企画を行い、交流に関する情報を幅広く収集・提供することで、交流する場の拡大と充実に努めます。

## ■市民などの役割

---

○多文化共生、国際化に対する理解をより深め、市内や周辺地域に在住の外国人の方との交流や、海外の団体とのネットワークづくりなど、積極的に交流活動を続けます。

(\*)ホストファミリー・ホームステイ・ホームビジット：ホームステイは、留学生などを家庭に受け入れ、宿泊・生活体験を一緒にすること。受け入れ先の家庭をホスト、その家族をホストファミリーと呼ぶ。ホームビジットは、宿泊を伴わない短時間の訪問のこと。

## 第6節 生涯スポーツの振興

### ■現状と課題

- 「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」生涯スポーツを振興するための拠点である社会体育施設において、柔軟な発想のもと、さらなるサービスの向上が求められています。
- スポーツ指導者が不足しがちであるため、スポーツレクリエーション指導者の人材育成を推進することにより、地域社会での指導者の活動の広がりが求められています。

### ■施策のめざす姿

- 市民が生涯スポーツを楽しみ、潤いや生きがいのある生活をしています。

### ■成果指標

| 指標名  | 単位 | 現状値    | 目標値<br>(平成28年) | 説明                  |
|--|----|--------|----------------|---------------------|
| 「生涯を通して様々な学びやスポーツにふれ、生きがいを持って生活している」と思う市民の割合 | %  | 62.3   | ↗              | 住民意識調査(31)          |
| 総合体育館利用率                                     | %  | 66     | 70             | 団体利用率               |
| 教育施設一般開放の利用率                                 | %  | 72     | 75             | 小中学校の校庭、体育館の週平均の利用率 |
| 総合体育館<br>個人使用利用者数                            | 人  | 11,758 | 13,000         |                     |
| 総合体育館<br>トレーニング利用者数                          | 人  | 18,890 | 20,000         |                     |
| 生涯スポーツ指導者<br>認定登録者数                          | 人  | 216    | 250            |                     |

## ■市役所の役割

---

○市民がよりスポーツを楽しめるよう、関係機関・団体と連携をとりながら、スポーツ教室の充実など、サービスを向上します。

○生涯スポーツ指導者の資質向上を図るなど、人材育成に努めます。

○スポーツ情報の提供を行い、イベントや教室を開催することによりスポーツの普及・啓発を推進します。

○指導者が地域で活動できるように、スポーツ活動の場の確保や、活動機会の充実に努めます。

## ■市民などの役割

---

○スポーツを通して、コミュニケーションを広げるために、地域や社会教育関係団体との連携をします。

○気軽に生涯スポーツを楽しみ、またその楽しみを他の人にも伝えていきます。

○スポーツでの団体活動などを通して、得た知識や行動を地域社会で生かしていきます。

## 第7節 人権が尊重される社会の形成

### ■現状と課題

- 社会が複雑多様化するに伴い、インターネット上での人権侵害など新たな人権侵害が生じるなか、市民が互いの人権の尊さを理解するよう啓発し、また、あらゆる人権課題に対応するため、地域の各種団体などと連携し、啓発活動を充実することが求められています。
- 地域に根ざした気軽に利用できる人権相談窓口を開設していますが、様々な人権侵害を受けながら、意思表示ができない相談者の掘り起こしが求められています。

### ■施策のめざす姿

- 市民がさまざまな人権問題に対する理解を深めたいと、一人ひとりの違いを認め合い、互いの人権を尊重して、すべての人がいきいきと安心して暮らしています。

### ■成果指標

| 指標名  | 単位 | 現状値   | 目標値<br>(平成28年) | 説明         |
|--|----|-------|----------------|------------|
| 「市民一人ひとりの人権が守られ、お互いに尊重し合う社会になっている」と思う市民の割合 | %  | 65.1  | ↗              | 住民意識調査(35) |
| 市主催による人権啓発事業への参加者数                         | 人  | 1,195 | 1,400          |            |
| 阪南市人権協会を軸とした市民団体主催等による人権啓発事業への参加者数         | 人  | 396   | 620            |            |
| 人権相談事業における相談件数(延べ件数)                       | 件  | 518   | 590            |            |
| 人権相談事業における解決割合                             | %  | 92    | 95             |            |

## ■市役所の役割

---

- 人権意識の確立と高揚のための啓発や教育を推進します。
- 人権侵害を受けた市民が人権相談を通じて、エンパワメント(\*)を引き出し、自分自身の判断によって課題を解決することができるよう、支援を図ります。

## ■市民などの役割

---

- 一人ひとりの違いを認め合い、互いの人権を尊重する意識を高めます。
- 自らが意欲を持ち、人権啓発活動やイベントに積極的に参加し、人権意識の確立と高揚に努めます。

(\*)エンパワメント：困難な課題に立ち向かうための自分の内にある力や可能性。

## 第8節 男女共同参画社会の形成

### ■現状と課題

- 男女共同参画社会の形成に向け、子育てしながら仕事ができる環境や、仕事と生活の調和(ワークライフバランス<sup>(\*1)</sup>)、女性のキャリア形成支援、市民の意識を高める取り組みなどが求められています。
- 配偶者などからの深刻な暴力被害の顕在化に伴い、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力を防止し、被害者を支援する取り組みが求められています。

### ■施策のめざす姿

- 男女が互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会に暮らしています。

### ■成果指標

| 指標名                                  | 単位 | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明 |
|--------------------------------------|----|------|----------------|----|
| 市民団体との協働による<br>啓発事業への参加数             | 人  | 73   | 100            |    |
| 男女共同参画のまちづくりに自<br>主的に活動できる市民団体数      | 団体 | 1    | 2              |    |
| 男女共同参画プラン <sup>(*2)</sup><br>推進状況達成率 | %  | 72.8 | 100            |    |
| 女性総合相談件数                             | 件  | 13   | 20             |    |

## ■市役所の役割

---

○「男は仕事、女は家庭・子育て」といった固定的な性的役割分担などに対する市民意識の解消を図るため、効果的な啓発事業を展開します。

○子育てしながら仕事ができる環境づくりや、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)などについて啓発に努めます。

○ドメスティックバイオレンス(DV)<sup>(\*3)</sup>や児童虐待の防止のための啓発に努め、暴力被害者に対する支援体制の充実を図ります。

○女性総合相談事業については、他機関などの相談事業と連携を図りながら、相談事業の充実に努めます。

## ■市民などの役割

---

○男女平等に対する人権意識の確立と高揚に努めます。

○男女が社会の対等な構成員であるという意識を持ちます。

○事業者は、雇用機会の均等や男女差の是正など、女性の就労条件の向上に努めるなど、女性の自立と能力発揮の場を拡大します。

(\*1) ワークライフバランス：ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすいしくみをつくること。

(\*2) 阪南市男女共同参画プラン：性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざすための計画。その施策ごとに計画の推進について達成状況を管理している。

(\*3) ドメスティックバイオレンス(DV)：通常、夫婦や恋人など親密な間柄で生じる身体的・性的・精神的な暴力をはじめとする暴力行為。



## 第5章 地域資源を活かした、にぎわいのあるまち

(産業分野)

### ■分野のめざす姿

---

- 商工業や農業、漁業などの地域産業が活性化し、担い手が増加しています。
- 地場産業や自然環境をはじめとする地域資源の魅力を活かした観光産業が振興し、多くの来訪者が訪れるとともに、地域経済が安定し、市民が誇りと愛着を持つにぎわいのあるまちを形成しています。
- 地場産業の活性化や新たな産業の誘致により、良質な地場産品が流通するとともに、雇用が十分に確保され、市民が将来にわたって安定した暮らしを送っています。

### ■施策体系

---



## 第1節 観光の振興

### ■現状と課題

- 海や山などの自然をはじめ、歴史文化、食の特産物などの観光資源があるものの、一年を通じて楽しめる観光拠点や行事・イベントが少なく、産業としては確立されていないのが現状です。地域の活性化や雇用の創出の一方策として、これら観光資源を活かした観光振興が求められています。
- 本市の観光資源に加え、泉州地域のさまざまな観光資源と結びつけ、一体的な観光振興が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 市民が、観光資源を通じて本市の良さを理解し、誇りと愛着を持って生活しています。
- 市民が、来訪者に対して「おもてなしの心」を持つことにより、来訪者がまた訪れたいと思うまち、観光としての魅力を持つまちを形成しています。

### ■成果指標

| 指標名                              | 単位 | 現状値     | 目標値<br>(平成28年) | 説明                         |
|----------------------------------|----|---------|----------------|----------------------------|
| 「観光の魅力を活かし、多くの観光客が訪れている」と思う市民の割合 | %  | 14.3    | ↗              | 住民意識調査(23)                 |
| 箱作海水浴場来場者数                       | 人  | 66,777  | 80,000         |                            |
| 全日本ビーチバレー<br>ジュニア男子選手権来場者数       | 人  | 7,971   | 9,000          |                            |
| わんぱく王国利用者数                       | 人  | 136,000 | 150,000        |                            |
| 山中溪桜祭り来場者数                       | 人  | 6,188   | 7,000          | 桜祭り当日10時から16時までのJR山中溪駅乗降人員 |

## ■市役所の役割

---

○関係機関などにおいて情報共有を図り連携することで、拠点整備の検討などを含む新たな観光資源としての魅力を創造します。

○市民主導や各種団体主導で取り組まれている観光イベントについてPRに努めるとともに、参加者の意見などを踏まえ改善を加えることで、さらなる集客が図れるよう支援します。

○周辺自治体と連携した観光事業に積極的に参画し、本市の観光資源を内外へPRするとともに、各種情報媒体を活用した情報発信に努めます。

## ■市民などの役割

---

○市民が身近に感じる風景が観光資源になることに着目し、その可能性について情報共有します。

○観光イベントへ積極的に参加するなどにより、新たなまちの魅力を再発見します。

○周辺自治体と連携した観光事業に関心を持ち、本市の観光資源の魅力を周辺自治体の市民と連携して内外に情報発信します。

## 第2節 商工業の振興

### ■現状と課題

- グローバル化や情報化の進展により、産業構造が変化するなか、本市の商工業は活気を失いつつあり、市民の生活が地域で支えられるよう、地場産業をはじめとした商工業の振興が求められています。
- 大阪府と連携して阪南スカイタウンへの企業誘致を推進するとともに、りんくう都市圏の立地を活かした産業育成や若者にとって魅力がある産業の育成が求められています。
- 近年、食の安全安心問題、悪質商法による被害増加、また情報化社会の進展により過剰消費からの多重債務などが社会問題になっており、市民の一人ひとりが消費者として自立した消費生活を営むことが求められています。

### ■施策のめざす姿

- 市内企業が、独自性を持った魅力ある商品を生産し、企業活動を展開しています。
- 企業が本市のまちづくりに魅力を感じながら、企業活動を展開しています。
- 市民が、地場産品を生活に取り入れながら、安心した消費生活を営んでいます。

### ■成果指標

| 指標名                                 | 単位  | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明                            |
|-------------------------------------|-----|------|----------------|-------------------------------|
| 「製造業に活力があり、持続的に発展している」と思う市民の割合      | %   | 28.0 | ↗              | 住民意識調査(24)                    |
| 「商業に活力があり、持続的に発展している」と思う市民の割合       | %   | 28.1 | ↗              | 住民意識調査(25)                    |
| 阪南市商工会<br>会員事業所数                    | 事業所 | 911  | →              |                               |
| 「阪南ブランド十四匠」 <sup>(*)</sup><br>認証企業数 | 社   | 20   | 30             |                               |
| 阪南スカイタウン業務系<br>施設用地分譲・貸付状況          | %   | 65   | 100            | 分譲・貸付契約面積÷業務系<br>施設用地全体面積×100 |
| 製造品出荷額等                             | 億円  | 191  | →              | 平成21年工業統計調査                   |

|                        |    |     |     |                  |
|------------------------|----|-----|-----|------------------|
| 小売業年間商品販売額             | 億円 | 307 | →   | 平成 19 年商業統計調査    |
| 消費者相談件数に対する解決などと判断した割合 | %  | 95  | 100 | 解決等判断件数÷相談件数×100 |

## ■市役所の役割

○物流基盤として、大阪市内、和歌山市内、関西国際空港からのアクセスの利便性や、地域間を結ぶ幹線道路網を活かした企業誘致により、新たな事業展開が生まれるような取組み、産業の創出を推進します。

○商工会と連携し、地場産業の振興として「阪南ブランド十四匠」の取組みにおける、販路開拓や新たな地場製品の創出などについて支援します。

○地域の人材発掘や生きがい、働きがいのある事業を創出するため、関係機関などと連携しながらコミュニティビジネス<sup>(\*)</sup>の取組みについて支援します。

○消費生活上のトラブルや疑問に対応するための相談窓口を充実させるとともに、各種啓発活動を通して市民が安心して消費生活を営むために必要な知識の普及に努めます。

## ■市民などの役割

○住み・働き・憩うことの調和したまちづくりを理解します。

○企業の社会的責任(CSR)を踏まえた事業活動を展開します。

○「阪南ブランド十四匠」をはじめとする地場産業に着目し、本市のものづくりの素晴らしさ再確認し、積極的に生活に取り入れます。

○コミュニティビジネスに取り組み、またボランティアなどに参加することで、新たな生きがいを生み出し、多様化する市民ニーズに対応した地域の活性化に寄与します。

○悪質商法や詐欺被害にあわないよう心がけ、契約行為については十分に内容を確認し、慎重に行います。

(\*)阪南ブランド十四匠：市内の優れた技を有する企業を認証し、地場産業の振興と地域活性化につなげる地域ブランド戦略。伝統技術としての「技」の伝承と「ものづくりの心」を尊重し、本市の地場産業が発達した江戸時代後期の14か村にルーツを求め「阪南ブランド十四匠」と称し、地域資源の「独自性」を魅力として、新事業の展開、特産物や観光資源の開発および販路開拓に取り組んでいます。現在、20企業が認証されています。

(\*\*)コミュニティビジネス：市民が主体となって地域が抱える課題をビジネスの手法で解決し、また、コミュニティの再生を通じて、活動の利益を地域に還元する事業の総称。

### 第3節 農業の振興

#### ■現状と課題

- 近年、食品の安全性や表示への不信などに対する不安が広がり、生産や流通のしくみなど、安全安心な食生活の確保が求められています。
- 古くから米や玉ねぎ、水ナスなどの農業が営まれています。近年農業従事者の高齢化や厳しい経営状況が続いています。国の戸別所得補償制度や平成21年の農地法改正を踏まえ、遊休農地解消の取り組みや後継者の育成、販路の拡大やブランド化といった農業従事者の生活の安定化が求められています。

#### ■施策のめざす姿

- 阪南ブランドの農産物および加工品(地場産品)が消費者に定着し、農業生産者の担い手が増加するとともに遊休農地が減少し、農業経営が安定しています。

#### ■成果指標

| 指標名                                 | 単位 | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明                           |
|-------------------------------------|----|------|----------------|------------------------------|
| 「農業に活力があり、持続的に発展している」と思う市民の割合       | %  | 43.6 | ↗              | 住民意識調査(21)                   |
| 遊休農地面積                              | ha | 24   | 12             |                              |
| 販売農家数                               | 人  | 15   | 87             | 戸別所得補償モデル対策交付対象者             |
| 大阪版認定農業者制度 <sup>(*)</sup> による認定農業者数 | 人  | 25   | 97             | 府内へ年間50万円以上の出荷・販売などの額をめざす農業者 |

## ■市役所の役割

---

- 農業者による地域農業の農業活性化協議会などの組織づくりを支援します。
- 農業活性化協議会などを支援することにより、営農環境を改善し、遊休農地の解消を図り、農地の利活用や良好な農空間を保全します。

- 農業特産品のブランド化を推進し、直売所などの設置により、収益性の高い農業の振興を図ります。

## ■市民などの役割

---

- 農業活性化協議会などの組織化を推進し、合理的な生産や担い手への農地集積を図ります。

- 新鮮で安全安心な農産物の生産・供給およびその販路拡大を図るとともに、地産地消を推進します。

- 地域の野菜などの農業特産品を積極的に消費します。

(\*)大阪版認定農業者制度：大阪府の「都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例(平成20年4月施行)」に基づき、国の認定農業者や自ら生産した農畜産物などを府内へ一定規模出荷・販売する農業者などを育成・支援する制度。

## 第4節 漁業の振興

### ■現状と課題

- 漁獲量の減少や燃油価格の高騰、さらには漁業従事者の高齢化が進むなか、水産物の生産・販路拡大とともに、市民の地域で獲れる水産物の消費拡大(地産地消)を促し、漁業従事者の経営安定化や後継者の育成などが求められています。
- 各漁業組合が利用する尾崎港、西鳥取漁港、下荘漁港の3港については、施設の老朽化が進んでおり、耐震化などの整備を進めるとともに、生産性を向上させる施設の整備などが求められています。

### ■施策のめざす姿

- 地域の水産物や加工品が消費者に定着し、漁業の担い手が増加し、漁業経営が安定しています。
- 市民が海にふれ合い楽しむことができる漁港環境のもと、集客交流の場となり漁港がにぎわっています。

### ■成果指標

| 指標名                           | 単位 | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明               |
|-------------------------------|----|------|----------------|------------------|
| 「漁業に活力があり、持続的に発展している」と思う市民の割合 | %  | 56.6 | ↗              | 住民意識調査(22)       |
| 養殖(ノリ、ワカメ)収穫量                 | t  | 159  | ↗              | 現状値は平成20年漁業センサス値 |
| (魚類)漁獲量                       | t  | 519  | ↗              | 現状値は平成20年漁業センサス値 |

## ■市役所の役割

---

- 漁業従事者と連携し、ノリ、ワカメの養殖を推進し、漁業の経営安定策を図ります。
- 漁港と内陸部との交流機能を促進し、直売所設置やレジャーなどの憩いの場とすることにより、漁業を活性化します。

## ■市民などの役割

---

- 新鮮な水産物の供給やその販路拡大を図るとともに、地産地消を推進します。
- 地域の水産物や加工品などを積極的に消費します。

- 
- 各漁業組合は、積極的な地域貢献活動により活性化を図るとともに、組合間の連携強化を図ります。

- 
- 現在、大阪府が管理する第1種漁港<sup>(\*)</sup>の移管を踏まえた漁港整備について、大阪府に要請していきます。

(\*)第1種漁港：利用範囲が地元の漁業を主とする漁港。

## 第5節 雇用・就労支援の充実

### ■現状と課題

- 本市は居住都市であり、大規模な雇用の場が存在せず、雇用情勢が一層厳しい状況にあるなか、阪南スカイタウンの企業誘致や地域資源を活かした産業を創出し、市民の安定した暮らしを確保することが求められています。
- 市民の雇用促進や就職困難者などの就労支援のため、地域就労支援事業に加え、公共職業安定所などとの連携をより強化しながら、個々のニーズに合わせた雇用・就労支援の充実が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 企業が本市の立地の良さを理解し、企業活動を展開しており、市民の雇用が確保されています。
- 市民が社会の一員として働くことに意欲をもち、自らの能力を高めるとともに、能力を活かせる職場環境で働き、自立かつ安定した生活を送っています。

### ■成果指標

| 指標名   | 単位  | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明                |
|---|-----|------|----------------|-------------------|
| 「市民が就労の機会を得て、良好な労働環境のもとで安心して働くことができる」と思う市民の割合 | %   | 33.3 | ↗              | 住民意識調査(26)        |
| 阪南市中小企業退職金共済制度掛金補助対象事業所数                      | 事業所 | 14   | →              |                   |
| 地域就労支援事業メニュー利用者に対する就職者の割合                     | %   | 9    | 20             | 就職者数÷メニュー利用者数×100 |
| 合同就職面接会における面接者数                               | 人   | 81   | →              |                   |

## ■市役所の役割

---

- 企業誘致など、雇用が生み出されるような取り組みを推進します。
- 就労意欲を持ちながら、家庭事情、身体・精神的事情などのさまざまな阻害要因を抱える就職困難者を就労につなげるよう支援します。
- 関係機関と連携して、安定した雇用・就労を図るとともに、各種相談機能を充実させます。

## ■市民などの役割

---

- 企業は、新たな事業展開により、雇用を創出します。
- 社会の一員として、働くことに意欲を持ち、自ら能力形成を図るとともに、積極的に活動します。
- 企業は、雇用対策として職業体験などを積極的に受け入れます。



## 第6章 美しい自然と調和し快適に暮らせるまち

(都市基盤分野)

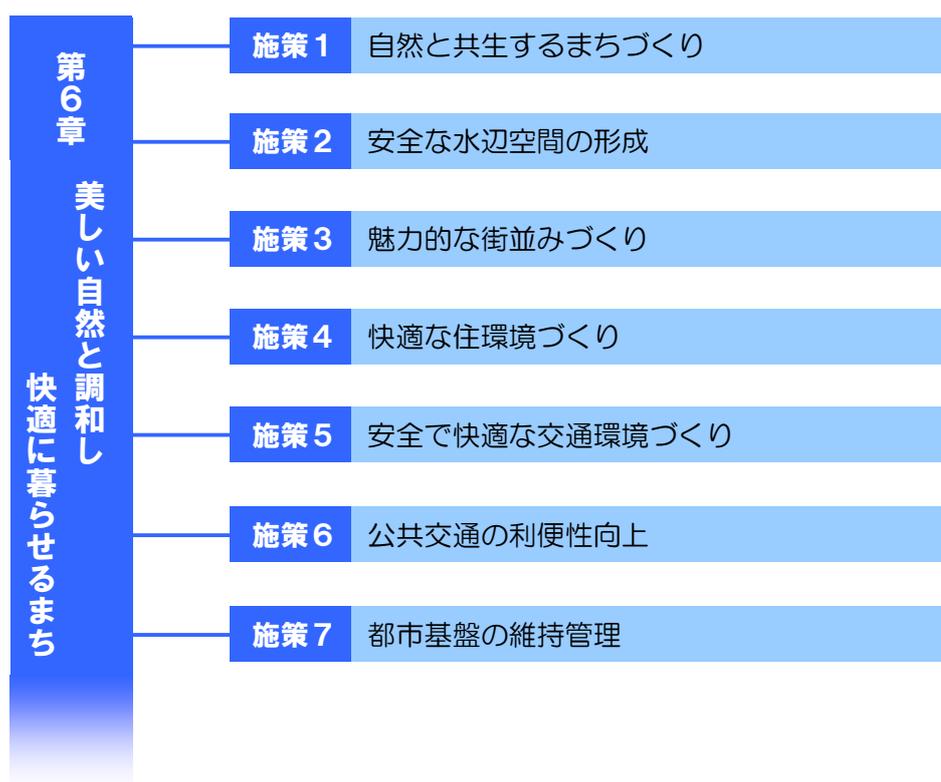
### ■分野のめざす姿

---

- 市民が、魅力ある街並みを理解し、保全するとともに、海や山をはじめ農空間と調和した住環境のもと、心豊かな暮らしを送っています。
- 道路や公共交通網が整い、市民が安全で快適に移動しています。
- 都市基盤を適切に整備し、維持管理することにより、市民が安全に暮らしています。

### ■施策体系

---



## 第1節 自然と共生するまちづくり

### ■現状と課題

- 海、山や市内に広がる農地などの自然環境の適切な保全や公園・緑地環境の適切な維持管理が求められています。
- 福島海岸やせんなん里海公園などの親水空間や、男里川などの河川や各地区に点在するため池といった地域資源を大切に守り、市民が身近に自然とふれ合うことのできる環境づくりが求められています、
- 山中溪から雲山峰などのハイキングコースを中心としたレクリエーションの場など、豊かな森林環境をより一層活用していくことが求められています。

### ■施策のめざす姿

- 市民が海や山、農空間などに親しみ、身近な自然環境を活かした居住空間と交流空間のあるまちで暮らしています。
- 市民間の交流により、自然環境や農地を保全および活用していくことで、自然との共生が体感できる住環境づくりが進んでいます。

### ■成果指標

| 指標名                             | 単位 | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明                    |
|---------------------------------|----|------|----------------|-----------------------|
| 「市民が安心して憩える公園や空間が整っている」と思う市民の割合 | %  | 50.1 | ↗              | 住民意識調査(19)            |
| 市街化区域の緑被率                       | %  | 18.6 | ↗              | みどりの大阪推進計画資料(平成14年集計) |
| 阪南市アダプトプログラム認定団体                | 団体 | 25   | 28             |                       |

## ■市役所の役割

---

○身近な自然環境の保全や活用について、  
情報提供を行います。

○緑の保全や創出を促進し、自然環境と調  
和した住環境づくりを進めます。

○自然環境に配慮した産業、企業が進出しやす  
い土地利用、環境づくりを進めます。

○山中溪地区および鳥取池周辺地区の府  
立自然公園の有効活用を進めます。

## ■市民などの役割

---

○ボランティアによる公園などの清掃活  
動など、積極的にまちづくりの活動に参  
加します。

○自然環境に親しみ、誇りと愛着を持ちます。

## 第2節 安全な水辺空間の形成

### ■現状と課題

- 近年、集中豪雨などによる浸水被害が全国で発生しています。本市でも都市化の進展により、ため池の埋め立てや農地、田畑などの減少により、市街地の保水機能の低下が懸念されており、雨水排水施設整備など保水・排水機能の強化が求められています。
- 市街地周辺に点在するため池について、農業的な利用だけではなく、防災機能を併せ持つ整備や維持、管理が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 河川、ため池、海岸などの水辺空間が良好に整備、維持管理されたまちで、市民が安全安心に暮らしています。

### ■成果指標

| 指標名                                      | 単位 | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明         |
|--|----|------|----------------|------------|
| 「適切な排水処理により、衛生的な生活環境や海・川が守られている」と思う市民の割合 | %  | 61.2 | ↗              | 住民意識調査(12) |
| ため池改修地区数                                 | 地区 | 6    | 10             |            |

## ■市役所の役割

---

○河川や水路、ため池、海岸、漁港などの水辺空間については、改修や浚渫などにより、安全性の確保を図ります。

---

○市民や団体による水辺空間の清掃などの活動を支援します。

## ■市民などの役割

---

○水辺空間を快適に利用するため、美化意識を持って、ボランティアによる清掃活動に参加します。

### 第3節 魅力的な街並みづくり

#### ■現状と課題

- 美しく風格のある国土の形成や、潤いのある豊かな生活環境の創造および個性的で活力ある地域社会の実現を目的として、平成16年に景観法が制定され、近年は景観を観光資源や地域の活性化に活用する動きが見られます。
- 山中溪地区などの歴史的街並みの保全や文化財の保護、歴史マップの作成などに取り組んでいますが、引き続き、伝統的建造物や旧街道の保全や、景観計画の策定などに関する取り組みが求められています。
- 伝統的建造物などの居住者・所有者の高齢化が進むなか、市民の一人ひとりが景観などに関心を持ち、自然と共生しつつ、歴史的な街並みなどの景観を維持、保全していくことが求められています。

#### ■施策のめざす姿

- 市民が、街並みの景観形成に関する地域のルールづくりを進め、魅力のある良好な街並みを形成しています。

#### ■成果指標

| 指標名                                      | 単位 | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明              |
|--|----|------|----------------|-----------------|
| 「まちの景観が守られており、市民が誇りを持てるまちとなっている」と思う市民の割合 | %  | 58.8 | ↗              | 住民意識調査(20)      |
| 景観形成地区数                                  | 地区 | 0    | 1              | 景観法に基づく景観計画の地区数 |

## ■市役所の役割

---

- 地区計画などにより周辺の豊かな自然環境と調和のとれた街並みの保全を推進します。
- 景観に関する目標や建築物などの高さに対する制限により、良好な街並み形成を誘導します。

---

○伝統的建造物や歴史的街並みについて、その重要性と保全への理解と協力を求めます。

- 
- 屋外広告物の適正掲示について啓発し、良好な景観保全を図ります。

## ■市民などの役割

---

- 建築協定や地区計画制度などを積極的に活用し、身近な景観づくりを進めます。

---

○尾崎地区の浜街道や山中溪地区の紀州街道などに見られる歴史的街並みに誇りと愛着を持ちます。

- 
- 市民一人ひとりが、身近なところから美化や清掃などの地域活動に参加するなど景観に配慮します。

## 第4節 快適な住環境づくり

### ■現状と課題

- 既成市街地において、老朽化による建て替えや撤去が発生しているなか、市民が快適な住環境で暮らせるよう、市民と協働して、良好な住環境を維持していくことが求められています。
- これまで、居住都市として阪南スカイタウンをはじめとする住宅開発を進めてきましたが、引き続き、周辺の豊かな自然環境と調和を図りつつ、住工混在などの問題が発生しないよう、住宅開発などの適切な誘導が求められています。
- 今後、人口が減少し、都市の成熟化や中心市街地の衰退が問題視されるなか、にぎわいのある市街地の形成が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 建築物の不燃化や耐震化が図られるとともに、市民が住環境に関する地域のルールづくりを進め、安全かつ快適なまちで暮らしています。

### ■成果指標

| 指標名                                       | 単位 | 現状値   | 目標値<br>(平成28年) | 説明         |
|---|----|-------|----------------|------------|
| 「市民が安心して、また快適に暮らすことのできる住環境が整っている」と思う市民の割合 | %  | 74.8  | ↗              | 住民意識調査(18) |
| 防火・準防火地域の面積                               | ha | 15.0  | ↗              |            |
| 地区計画による届出住宅世帯数                            | 世帯 | 1,295 | ↗              |            |
| 生産緑地指定面積                                  | ha | 47.9  | →              |            |

## ■市役所の役割

---

○地区計画により周辺の豊かな自然環境と調和のとれた住環境づくりを推進します。

○市街化区域内の保全すべき農地は、生産緑地地区に指定し、景観面、防災面からも存続を図り、良好な市街地を誘導します。

○市街化区域の防火・準防火区域指定を進め火災に強いまちづくりを推進します。

○まちづくりプロジェクト(NPO団体など)の設立や活動を支援します。

## ■市民などの役割

---

○建築協定や地区計画制度などを積極的に活用し、地域の住環境づくりを進めます。

○団地および地区内にある空き地、空き家の有効活用を図ります。

○住宅の耐火・耐震化を進めます。

○生垣や花壇によるみどりの創出や美化活動など、地域住民による美しい住環境や快適なまちづくりを進めます。

## 第5節 安全で快適な交通環境づくり

### ■現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、市民が日常的に利用する生活道路の歩車分離やバリアフリー化など、道路の安全性確保が求められています。
- 第二阪和国道の供用により、市域の慢性的な交通渋滞が緩和される一方、<sup>きょうあい</sup>狭隘道路については、産業・商工業の物流を支える交通機能や、災害時などにおいて迅速な支援活動ができるよう、利便性の高い交通環境が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 市民が、安全で快適な道路環境のもと、安心して通行しています。

### ■成果指標

| 指標名   | 単位 | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明         |
|---|----|------|----------------|------------|
| 「幹線道路や生活道路が適切に整備・維持され、安全・快適に道路を利用できる」と思う市民の割合 | %  | 63.2 | ↗              | 住民意識調査(16) |
| 都市計画道路整備率                                     | %  | 86   | 88             |            |
| 駅付近放置自転車数                                     | 台  | 314  | 280            |            |

## ■市役所の役割

---

- 高齢化や人口減少社会に対応できるよう、都市機能として、尾崎駅前までのアクセス道路の充実を図りつつ、尾崎駅前の交通計画を推進します。
- 

- 駅周辺地区について、関係機関と連携し、違法駐車や放置自転車の抑制を図り、安全な歩道環境を確保します。
- 

- 狭隘<sup>きょうがい</sup>道路が多い海岸沿いの地区については、防災面から物資輸送、避難路となる防災計画を推進します。
- 

- 広域幹線道路の機能強化として、第二阪和国道の全区間供用について、国に働きかけ、早期の整備を促進します。

## ■市民などの役割

---

- 生活道路の日常清掃など、快適な道路環境づくりに協力します。
- 

- ボランティアによる通学児童のスクールサポーターなど、地域の交通安全活動に参加します。
- 

- 駅周辺の駐輪場を利用するなど、自転車などが交通の支障とならないよう、適切な利用や管理を行います。

## 第6節 公共交通の利便性向上

### ■現状と課題

---

- 南海電鉄・JRの鉄道網や路線バスをはじめ、平成15年からは市内公共施設などを結ぶコミュニティーバスを運行しています。今後、高齢者などの交通弱者の移動手段を確保するとともに、排気ガスによる環境負荷を軽減するため、より一層、公共交通を充実することが求められています。
- 駅周辺においては、市民の利便性が高い公共交通の拠点として、交通結節機能の強化が求められています。

### ■施策のめざす姿

---

- 市民が、充実した公共交通網を利用し、快適に移動しています。

### ■成果指標

---

| 指標名                                     | 単位 | 現状値     | 目標値<br>(平成28年) | 説明         |
|---|----|---------|----------------|------------|
| 「日常生活に必要な移動手段が整っており、不便なく生活している」と思う市民の割合 | %  | 60.9    | ↗              | 住民意識調査(17) |
| コミュニティーバス利用者数                           | 人  | 156,185 | 159,000        |            |

## ■市役所の役割

---

- 市民の意向や公共交通の需要を調査し、公共交通機関の健全な運営を継続します。
- 各地域が鉄道、バスと連携できるよう、交通結節機能の充実を図ります。
- バス事業者と連携し、バス交通の充実を図ります。
- 駅施設や駅前周辺の整備を推進します。

## ■市民などの役割

---

- モビリティ・マネジメントなど公共交通や多様な交通手段について、理解と意識を高めます。
- 過度な自動車利用を控え、積極的に公共交通機関を利用します。

## 第7節 都市基盤の維持管理

### ■現状と課題

- 高度経済成長期に急速に整備された道路、公園などの都市基盤施設の老朽化が進み、維持・補修に係る財源の確保が全国的に懸念されているなか、本市においても効率的かつ効果的な都市基盤施設の維持管理や有効活用が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 市民は、適切に維持管理された道路や公園を安心して利用しています。

### ■成果指標

| 指標名   | 単位   | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明                        |
|---|------|------|----------------|---------------------------|
| 「幹線道路や生活道路が適切に整備・維持され、安全・快適に道路を利用できる」と思う市民の割合 | %    | 63.2 | ↗              | 住民意識調査(16)                |
| 生活道路の維持管理延長                                   | km   | 210  | ↗              | 平成22年度末道路認定延長             |
| 公共施設の維持管理コスト(市負担)                             | 千円/人 | 3    | →              | 決算額(道路+水路+公園などの公共施設)÷行政人口 |
| 阪南市アダプトプログラム認定団体                              | 団体   | 25   | 28             |                           |

## ■市役所の役割

---

- 既存道路や橋梁などの都市基盤施設の適切かつ効率的な維持管理手法について、長期的な視点を持って、計画的に取り組めます。
- 市民に身近な生活道路を重点的に維持・修繕するとともに、維持管理体制の充実を図ります。

- 
- 公園の清掃などアダプトプログラム登録団体などが活動できる制度の啓発、促進を行います。

- 
- 自治会やボランティア団体などと、より一層の協力体制を構築します。

## ■市民などの役割

---

- 地域の生活道路や公園に愛着を持ち、大切に利用します。

- 
- 公園の清掃などのアダプトプログラム制度や市内一斉美化作業など、美しい生活環境や快適な空間づくりに積極的に参加します。



## 第7章 持続可能な発展を支える行政経営のまち

(行政経営分野)

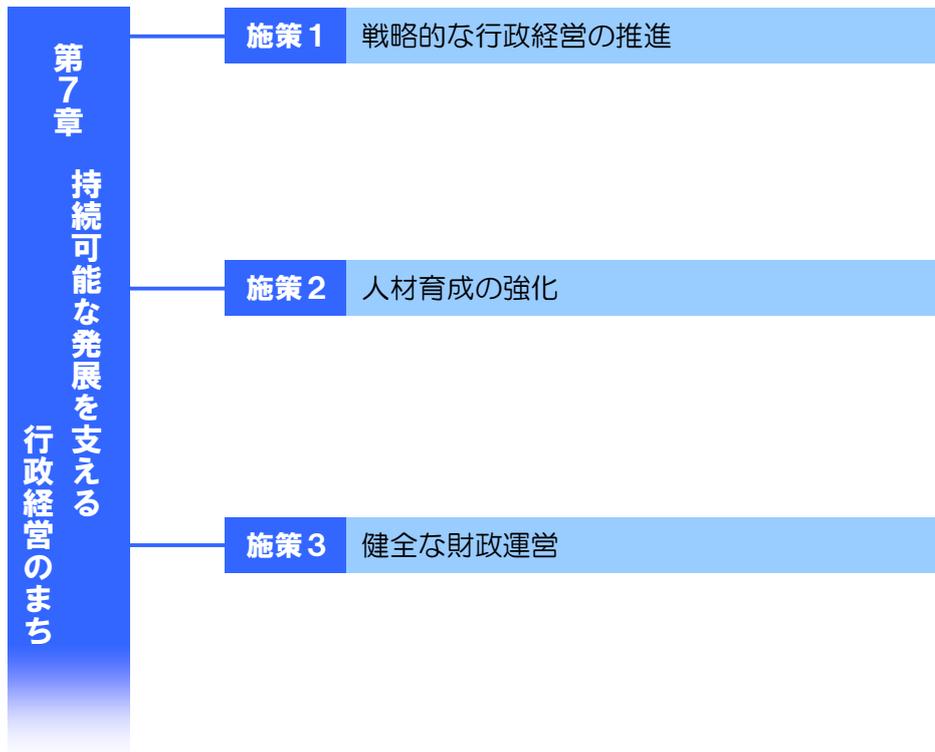
### ■分野のめざす姿

---

○限られた経営資源を活かした効率的、公平かつ適正な行政経営により、最大の効果を実現し、持続可能な発展を支える市役所を、市民は信頼しています。

### ■施策体系

---



## 第1節 戦略的な行政経営の推進

### ■現状と課題

- 地方分権改革が推進し、国の制度や法令の義務付け・枠付けが廃止されるなか、地域の自己決定・自己責任のもと、施策目標の達成に向けた戦略的な行政経営が求められています。
- 地方分権の進展とともに、本市では厳しい財政状況のなか、限られた資源(ヒト・モノ・カネ)をもとに最大限の成果を発揮するため、より一層の「選択と集中」による施策展開や、周辺自治体との連携による広域行政のスケールメリットを活かした行政経営が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 本市を取り巻く社会情勢や市民ニーズを踏まえ、施策・事業の選択と集中を基本とした行政経営を進め、市民が安心し、快適に暮らしています。

### ■成果指標

| 指標名  | 単位 | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明         |
|--|----|------|----------------|------------|
| 「届出や申請の電子化が進み、行政サービスを便利に、快適に利用できている」と思う市民の割合   | %  | 61.9 | ↗              | 住民意識調査(41) |
| 「広域的な課題や公共施設の共同利用等について他の市と連携して取り組んでいる」と思う市民の割合 | %  | 54.2 | ↗              | 住民意識調査(42) |
| 基本計画に掲げた<br>成果指標の平均達成率                         | %  | —    | 100            |            |

## ■市役所の役割

---

- 市民ニーズを踏まえ施策・事業の選択・集中を基本に、計画的な行政経営を推進し、適切な行政サービスを提供し、市民満足度の向上に努めます。
- 近隣市町や大阪府と連携し、広域による行政事務を推進します。

## ■市民などの役割

---

- 新しい公共の担い手として期待されている市民、NPOおよび地縁団体など多様な主体が市政に関する認識を深めて積極的に参画・協働するよう普及啓発します。
- 市政に関する認識を深めるとともに、身近にできる地域の活動などに取り組みます。

## 第2節 人材育成の強化

### ■現状と課題

- 地方分権の進展に伴い市の権限と責任が増大し、市民ニーズが多様化・複雑化するなか、増加する業務量に対応するとともに、より質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供することが求められています。
- 限られた人材で効率的かつ効果的な行政経営を実現するには、職員一人ひとりの能力を組織的に育成することが求められています。
- 業務の複雑化・高度化などによるストレスの増大に伴い、職員に対するメンタルヘルス対策が求められています。

### ■施策のめざす姿

- 地方分権時代に適切に対応していくために、職員が自らの資質向上に取り組むよう、職場風土の改革をはじめ職員一人ひとりの意識改革を図ります。
- 社会や職場環境の急激な変化にしなやかに対応し、市民が満足できる行政サービスを提供できる職員を育成します。

### ■成果指標

| 指標名                               | 単位 | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明         |
|-----------------------------------|----|------|----------------|------------|
| 「市職員一人ひとりが市民の視点に立って働いている」と思う市民の割合 | %  | 50.5 | ↗              | 住民意識調査(43) |

## ■市役所の役割

---

○人材育成の基本的な考え方をまとめ、それに基づく採用、研修、昇任、評価といった一体的な人事制度を構築します。

○求められる職員像を踏まえ、計画的な研修を実施し、戦略的な行政経営に対応できる職員の能力開発を図ります。

○適正な組織づくりと職員の適材適所の人事配置を行います。

## ■市民などの役割

---

○市役所との協働の場において、市民が持つ知識・経験を職員の資質・能力向上に役立てます。

### 第3節 健全な財政運営

#### ■現状と課題

- これまでも「持続可能な行財政運営システムの構築」をめざして行財政改革に取り組んできましたが、高齢化社会の進展に伴う福祉関連経費などの増加と社会経済情勢の悪化や人口減少に伴う市税などの減収が見込まれ、財政的には非常に厳しい状況となっています。
- 限られた財源の中で、より良い市民サービスを効率的、効果的に提供するためには、適正かつ健全な財政運営に努めていくことが求められています。

#### ■施策のめざす姿

- 安定した財源の確保と「選択と集中」を基本とした歳出の効率化を図り、健全な財政運営を行っています。

#### ■成果指標

| 指標名    | 単位 | 現状値  | 目標値<br>(平成28年) | 説明  |
|--------|----|------|----------------|---|
| 市税徴収率  | %  | 90.5 | 全国都市<br>平均値    | 納付額÷課税額<br>現状値は平成21年度の値<br>(平成20年度全国都市平均値：92.4%)                  |
| 経常収支比率 | %  | 93.3 | 全国都市<br>平均値    | 経常経費充当一般財源額<br>÷経常一般財源総額<br>現状値は平成21年度の値<br>(平成21年度全国都市平均値：91.1%) |

## ■市役所の役割

---

- 市税収入を確保するための課税物件などの的確な把握や徴収体制の強化、公平な受益者負担の考え方に基づく使用料・手数料の見直し、また、補助金、起債などの効率的、効果的な活用により安定した歳入の確保に努めます。
- 将来世代の負担を考慮した計画的な公債管理に努めます。
- 多様な主体との協働・協調や役割分担を進めるとともに、事業の目的と効果を明確にし、選択と集中による重点化や、事業費の精査により歳出の効率化に取り組みます。
- 公有財産の利活用方針の検討を行い、有効活用と売却を進めます。

## ■市民などの役割

---

- 財政状況について、市ホームページや広報を通じて、市民に分かりやすく情報提供します。
- 市の財政状況を理解します。

(\*) 経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。税などの毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費や扶助費、公債費などの毎年度経常的に支出する経費がどれくらいの割合で充当されているかを示すもの。